

商工会議所 中期行動計画

勇気ある挑戦 ～イノベーションによる中小企業と地域の再生を目指して～

平成20年7月16日

日本商工会議所

はじめに

わが国の商工会議所は、明治維新以降の近代化の過程において、商工業者の世論を集約し、その声を政府の産業・貿易政策に反映させるため、民間事業者による自主的な経済団体として、明治11年（1878年）に東京、大阪、神戸に商法会議所が設立されたことにはじまり、その歴史は130年を数えます。その後、幾たびかの変遷を経て、昭和28年（1953年）に現在の商工会議所法が制定され、現在、全国で516の商工会議所が、地域総合経済団体として活動しています。

この間、わが国の経済社会情勢はめまぐるしく変わり、商工会議所や企業を取り巻く環境も大きく変化しました。現在においても、少子高齢社会が到来する中で、経済のグローバル化、情報化（IT化・ネットワーク化）、価値観・ニーズの多様化など、企業を取り巻く環境は急速かつ大きく変わってきており、企業も経済団体もこれらの潮流にしっかり対応し、構造改革に果敢に挑戦していくことが必要であります。

ご高承のとおり、わが国経済は、米国経済の景気後退など国際経済を巡る不確実性や原油・原材料高の影響、設備投資の増勢の鈍化等により、減速傾向が強まってきております。当所が毎月実施している「商工会議所L O B O（早期景気観測）調査」でも、6月の業況DIは、前月に比べて3.1ポイント低い56.0を記録し、3か月連続の悪化となり、平成14年（2002年）2月以来、6年4か月ぶりの低水準となるなど、地域経済や中小企業は、依然として厳しい状況が続いており、企業間、地域間の格差の拡大も心配され、先行き不透明感が強まってきております。

申しあげるまでもなく、中小企業は、わが国の企業数の99.7%、従業者数の約7割を占める大きな存在であり、産業活力や地域経済を支える重要な担い手であるばかりか、雇用創出の面からも極めて重要な役割を果たしております。日本経済が真の意味で回復を果たし、持続的な経済成長を図るためには、日本経済の屋台骨を支える中小企業の経営を活性化し、中小企業全体の底上げを図りながら、元気な企業をさらに増やしていくことが不可欠です。

経済社会が大きく変化する中で、個々の企業が機動力や探究心を持って、独自の強みを十分に発揮できる自由で活力ある経済社会を構築すること、また、個々の企業で働く従業員が生き生きとその能力を発揮し、「個の光」を輝かすことが、日本経済の活力向上につながるものと考えます。

そうした経済社会の構築に向けて、全国の商工会議所のネットワークを強化し、総力を結集して、国や自治体に取り組むべき施策を積極的に提言するとともに、経営支援活動を通じて個々の企業の経営課題に対してきめこまかく対応し、「中小企業の活力強化」と「地域経済の活性化」を実現することが、地域総合経済団体である商工会議所にとって、今まさに求められている課題だと考えます。とりわけ、わが国企業の大宗を占める中小企業が、絶え間のないイノベーションへの勇氣ある挑戦により、日々の経営を革新し、経営の現場を改善することが、地域経済の活性化の根幹であり、その変革のお手伝いをするのが商工会議所だと考えます。

今後とも、商工会議所が、会員企業から信頼され支持される地域総合経済団体であり続けるためには、会員のニーズを一つ一つしっかりと捉えて、多様化する課題へのきめ細かな対

応を図るとともに、共有する問題を解決し、516全ての商工会議所が独自の創造性を発揮して特色ある事業活動に取り組み、自らも「個として光る」ことが必要だと思います。そして、個々の企業が独自の強みを存分に発揮し、地域の中で地域とともに輝くことができるよう、「個が光る」経営の実現に向けて積極的に支援し、中小企業の底上げを通じて地域活性化を図ることが極めて重要であると考えます。

まちづくりや幹線道路網の整備など、現在、商工会議所が取り組んでいる地域の政策課題は多岐にわたっております。中には社会保障制度改革、道州制の検討、地球温暖化問題への対応などに代表されるように、給付と負担、国と地方との間の権限・財源・人の移譲、経済活動と環境規制など、それぞれのステークホルダーにとって二律背反となるような難しい問題についても、わが国の将来を考え、大局的な視点でバランスのとれた解を求めていく必要があります。

また、商工会議所自らも勇気をもってイノベーションに挑戦し、全会員事業所訪問など、現場に立脚した活動を推進して会員企業とのコミュニケーションをより密接にするとともに、商工会議所が日々取り組んでいる経営相談事業、国際化支援事業、情報化支援事業、人材育成・確保支援事業、まちづくりなど地域活性化事業、地球環境問題への対応など、各種の事業活動を世の中の潮流や、多様化した会員ニーズに合わせて見直し、さらに強化することが肝要だと考えます。

さらには、会員増強活動、新たな会員サービス事業の開発、広域連携の強化、業務処理のIT化、職員の能力開発等により、組織・財政基盤の強化・拡充に努め、商工会議所組織の底上げを図ることも必要です。そして、補助金に過度に依存しない、自主的な経済団体としての体制を整備し、政策提言活動とその実現を図るといふ本来の機能を存分に発揮することによって存在価値を示し、その実績により、地域から信頼され、評価される商工会議所になり得るのだと思います。

以上の認識に立ち、このたび当所では、第27期において、当所および各地商工会議所が自らの組織・活動を見直し、PDCA(Plan-Do-Check-Action)サイクルにより上記の課題に着実に取り組むための3か年の行動計画として、特別委員会や小委員会等での専門的な議論を踏まえ、「商工会議所 中期行動計画」(副題：勇気ある挑戦～イノベーションによる中小企業と地域の再生を目指して～)を取りまとめました。

当所においては、中小企業の活力強化と地域経済の活性化という目標を達成するため、政策提言活動と個別企業・各地商工会議所の支援を大きな2本柱として、全国のネットワークを活用して様々な現場でタイムリーに意見を集約し、小委員会等で専門的に検討することにより、積極的に活動してまいります。

各地商工会議所におかれましては、地域における総合経済団体としての商工会議所の存在意義と果たすべき役割を絶えず見直すとともに、現場に立脚した活動を通じて、商工会議所・会員企業・行政・住民等が地域の将来ビジョンを共有し、中小企業と地域の活性化に向けてきめ細かく対応していくための「道しるべ」として、本中期計画をご活用いただきますようよろしくお願いいたします。

平成20年7月16日

日本商工会議所
会頭 岡村 正

目 次

はじめに	1
目 次	3
・ 国や自治体に取り組むべき施策の積極的な提言	
＜ 概要 ＞	5
持続可能な社会保障制度の確立	6
わが国の成長力強化に資する税制の抜本的改革への対応	7
行財政改革の徹底・道州制の推進	8
地方幹線道路等の早期整備と中枢空港・港湾の整備	9
少子化対策の推進	10
地域における教育再生の推進	11
中小企業の経営実態を踏まえた労働法制や雇用対策の実現	12
経済法規改正への対応	14
中小企業における適正な取引の推進	15
外国人労働者の受け入れのあり方	17
・ 中小企業の経営課題へのきめ細やかな支援	
＜ 概要 ＞	19
経営改善普及事業等商工会議所が行う中小企業・小規模事業者支援事業の強化	20
創業塾・経営革新塾の実施による中小企業・小規模事業者支援の強化	22
地域力連携拠点事業による中小企業・小規模事業者支援事業の強化	23
中小企業における事業承継税制の拡充	24
中小企業金融の円滑化	25
企業再生・事業継続・倒産防止対策の強化	26
・ 急速に進む国際化・グローバル化への対応	
＜ 概要 ＞	27
中小企業の国際化支援	28
原産地証明書の円滑な発給体制の整備	30
・ ビジネスの現場に大きな変化をもたらすデジタル化・ネットワーク化への対応	
＜ 概要 ＞	31
電子証明書の利用促進を通じた電子政府・電子自治体の普及支援	32
「IT経営応援隊事業」等を通じた中小企業のIT化支援	33
ITを利用・活用した会員サービス事業等の研究	34

． 中小企業の人材育成・確保	
< 概要 >	3 5
ジョブ・カード制度の普及に向けた積極的な推進	3 6
検定を核とした産業人材育成・確保事業の推進のための「検定拡充 5 % 運動」の展開および商工会議所の全所的な取り組み体制の再構 築	3 8
大学等との産学連携事業の拡充	4 0
． 地域資源を活かした地域活性化への取り組み支援	
< 概要 >	4 1
中心市街地活性化等に対する支援	4 2
計画的な土地利用の実現	4 4
大型店等の地域貢献活動等	4 5
地域資源を活かした広域連携による国内観光の振興	4 7
インバウンド・アウトバウンド振興による国際観光交流人口の増加	4 9
地域中小企業製品等の国内外市場への販路開拓支援	5 1
企業立地促進・農商工連携支援・地域振興関連情報の発信	5 2
． 地球環境問題への対応	
< 概要 >	5 3
地域および中小企業による地球温暖化対策の推進	5 4
． 新時代に対応した商工会議所の組織・財政・運営基盤の強化	
< 概要 >	5 6
商工会議所の役割や存在意義のより広い周知	5 7
各地商工会議所におけるビジョン作り、中期行動計画の策定等	5 8
会員増強による組織基盤の強化等	5 9
共済等をはじめ商工会議所の収益力強化等	6 1
コンプライアンス、危機管理の強化等	6 2
商工会議所および日本商工会議所の組織、事業、法制上の諸課題へ の対応	6 3
商工会議所職員の人材育成	6 4
商工会議所標準業務システム T O A S の導入支援	6 5
特定退職金共済の適正な運営の確保と法的整備への対応	6 6
日本商工会議所表彰制度の拡充・活用促進	6 7
財団法人日本対がん協会との医産連携による地域健康支援モデル事 業の推進	6 8

．国や自治体に取り組むべき施策の積極的な提言

わが国経済は、原油・原材料価格の高騰や、サブプライムローン問題とともに、地域間・企業規模間で業況における格差が拡大してきており、地域経済や中小企業をめぐる状況は厳しさを増している。また、金利や為替の動向、米国経済の減速など、先行きの経済に対する下振れリスクも存在しているなど再び景気後退が懸念される。

また、少子高齢化、経済のグローバル化、情報化、ニーズの多様化等、企業を取り巻く環境は急速に大きく変わってきており、地域においては地方幹線道路等の整備促進をはじめ、にぎわいのあるまちづくりや地域コミュニティの再生、地域資源を活かしたブランドづくりや観光の振興等、幾多の重要な課題に直面している。

一方、政府においては、本年1月に設置した社会保障国民会議において、社会保障政策について負担のあり方を含む幅広い議論を行い、今秋に最終報告を取りまとめるほか、税制調査会においても、本年末に向けて消費税を含む税体系の抜本改革に関する審議が予定されている。また、地方分権改革推進委員会や道州制ビジョン懇談会において、平成21年秋の新分権一括法案、平成23年の道州制基本法案の国会提出に向けて検討が進められるなど、わが国の骨格についての議論が活発化しつつある。

こうした動きに対応して、持続可能な社会保障制度の確立、わが国の成長力強化に資する税制の抜本的改革への対応、行財政改革の徹底・道州制の推進、地方幹線道路等の早期整備、少子化対策の推進等、日本の国力を再生し、将来への道筋をつける重要な政策課題について、日本商工会議所としても、現場に立脚した活動を通じて、中小企業や地域の声をタイムリーに集約し、小委員会等において、財源のあり方など、従来から一步踏み込んだ議論を行い、提言・要望を取りまとめる。そのうえで、全国の商工会議所と連携しつつ、取りまとめた提言・要望を、政府・国会をはじめとする要路に提出し、その実現を図る。

上記を踏まえ、以下の事業を行う。

項 目： ．国や自治体に取り組むべき施策の積極的な提言

テーマ： 持続可能な社会保障制度の確立

1．概要

国民の将来への安心確保のため、信頼性の高い社会保障制度の再構築が喫緊の課題となっている。

このため、政策委員会において、国民生活委員会、社会保障小委員会、税制小委員会と相互に連携しつつ、抜本的見直しを含めた基礎年金改革のあり方、医療および介護保険制度のあり方等について、給付と負担および財源のあり方も含め、調査・研究を行い、平成20年9月に、平成37年を目標とした長期的な視点での持続可能な社会保障制度の構築について、総合的な提言をとりまとめる。

2．実施スケジュール、目標

(1) 1年目(平成20年度)

政策委員会、国民生活委員会、社会保障小委員会および税制小委員会が連携を図りながら、それぞれ調査・研究を行い、平成20年9月に政策委員会において提言・要望活動を行う。

(2) 2年目・3年目

3．日商における担当小委員会等、進め方

政策委員会、国民生活委員会、社会保障小委員会、税制小委員会において、相互に連携して検討する。

社会保障小委員会および税制小委員会での議論を最終的に政策委員会の提言・要望に反映させる。

4．日商の取り組み

上記委員会において調査・研究を行い、政策委員会において、平成20年9月に総合的な提言を取りまとめる。

提言・要望の質の向上を図るため、各地商工会議所の政策担当職員の能力向上を目的とした研修会(平成20年10月29日～31日に実施予定)および日商担当職員の外部研修への派遣などの人材育成を充実させる。

5．各地商工会議所の取り組み

日商が実施する調査・研究、提言・要望活動への協力
政策担当職員の日商主催研修会への派遣

6．実施事業の評価、フォローアップの方法

提言・要望内容の実現状況調査のレベルアップ(単年度チェックのみならず複数年に亘るチェックなど)を図るとともに、政策委員会において成果を検証する。

項 目： ．国や自治体に取り組むべき施策の積極的な提言
テーマ： わが国の成長力強化に資する税制の抜本的改革への対応

1．概要

経済のグローバル化の急速な進展や、本格的な人口減少・高齢化時代に適応しつつ、産業競争力の強化や活力ある地域経済社会を実現する観点からの税制改正の動きが本格化する。このため、消費税等を含む税体系の抜本的改革の動きに対し、政策委員会・社会保障小委員会・行財政改革小委員会や税制小委員会等を中心に多方面から検討を進め、要望を取りまとめる。特に中小企業の活力強化にとって望ましい税制の実現に向けて検討を行う。要望策定後、政府・政党・国会議員など関係先に要望を提出し、全国の商工会議所と連携しながら、陳情活動を行う。

2．実施スケジュール、目標

(1) 1年目(平成20年度)

平成20年2月～9月 税制小委員会等で検討
平成20年9月 平成21年度税制改正要望を取りまとめ・提出
平成20年 秋 政府・政党・国会議員への陳情活動

(2) 2年目・3年目

中期行動計画期間の3年間を通じて同上のスケジュールで取り組む。

3．日商における担当小委員会等、進め方

各委員会が連携し、全体の整合性を図りながら、政策委員会・社会保障小委員会で社会保障制度のあり方、行財政改革小委員会で行財政改革のあり方など歳出面を検討し、税制小委員会においては税制のあり方など歳入面を検討する。

4．日商の取り組み

税制小委員会において、政策委員会・社会保障小委員会・行財政改革小委員会での検討結果や各地商工会議所への税制アンケートの結果を踏まえつつ、わが国の成長力強化に資する税制のあり方を検討し、要望を取りまとめる。その後、全国の商工会議所と連携しつつ、政府・政党・国会議員等への陳情活動を行う。

5．各地商工会議所の取り組み

必要に応じて、税制委員会等でわが国の税制のあり方について検討しつつ、日本商工会議所等が行う税制アンケートに回答するとともに、来年度税制改正要望の実現に向けて、地元選出国会議員等への要望・陳情活動を行う。

6．実施事業の評価、フォローアップの方法

政府・国会等の動きを把握しつつ、税制小委員会、政策委員会、社会保障小委員会、行財政改革小委員会など関係委員会で対応を検討し、要望をとりまとめ、陳情活動を行う。

項 目： ．国や自治体に取り組むべき施策の積極的な提言

テーマ： 行財政改革の徹底・道州制の推進

1．概要

今後のわが国財政は、社会保障経費や巨額債務に対する利子支払い等の増加により、さらに厳しい状況が見込まれる。こうした状況を踏まえ、「地域活性化に資する真の地方分権の実現」や「民間活力を有効活用した効率的な行財政システムの構築」等のために必要な行財政改革（地方分権、公務員改革、規制改革、民間開放の実践的手法等）および道州制のあり方（新しい国・地方の政府像、区割りや移行プロセス、権限・財源・職員の地方への移譲等）について、政策委員会において、行財政改革特別委員会および行財政改革小委員会と連携しつつ、調査・研究を行い、平成20年度内に提言を取りまとめる。

2．実施スケジュール、目標

（1）1年目（平成20年度）

政策委員会、行財政改革特別委員会、行財政改革小委員会が連携を図りながら、それぞれ調査・研究を行い、平成20年度中に政策委員会において提言・要望活動を行う。

（2）2年目・3年目

3．日商における担当小委員会等、進め方

政策委員会、行財政改革特別委員会、行財政改革小委員会

平成20年9月までの行財政改革小委員会での議論を政策委員会での議論につなげる。

なお、行財政改革小委員会やその後の政策委員会における道州制のあり方の議論については、単に区割りの議論のみ焦点をあてることとはせず、地方支分部局の統廃合のあり方や、道州制に向けての権限・財源・職員の地方への移譲のあり方など各論について検討を行い、最終とりまとめに反映させる。

4．日商の取り組み

上記委員会において調査・研究を行い、政策委員会において提言・要望活動を行う。

提言・要望の質の向上を図るため、各地商工会議所の政策担当職員の能力向上を目的とした研修会（平成20年10月29日～31日に実施予定）および日商担当職員の外部研修への派遣などの人材育成を充実させる。

5．各地商工会議所の取り組み

日商が実施する調査・研究、提言・要望活動への協力
政策担当職員の日商主催研修会への派遣

6．実施事業の評価、フォローアップの方法

提言・要望内容の実現状況調査のレベルアップ（単年度チェックのみならず複数年に亘るチェックなど）を図るとともに、政策委員会等において成果を検討する。

項 目： 国や自治体に取り組むべき施策の積極的な提言
テーマ： 地方幹線道路等の早期整備と中枢空港・港湾の整備

1．概要

道路は地域間格差の是正や地域活性化、そして国全体の成長力強化のために必要不可欠な社会インフラである。このため、道路特定財源制度が平成21年度から一般財源化されるとしても、無駄を排し最小限のコストで整備する等の改善を行いつつ、地方幹線道路等の必要と判断される道路については、十分な道路整備予算を確保した上で、着実かつ早急に整備すべきである。また、新たな整備計画の策定にあたっては、最新の需要予測のデータ等に基づき策定することは当然であるが、この際、費用対便益だけではなく、幹線道路とそのネットワークが持つ経済性以外の波及効果等の外部効果も重要視すべきである。また、成長著しいアジアの活力を取り込み、わが国の安定的かつ持続的な成長を実現していくためにも、拠点となる空港および港湾の国際的な優位性の確保に向けて、戦略的に整備を推進していく必要がある。以上を実現するために、全国の商工会議所と連携しながら、検討・要望・陳情活動を行う。

2．実施スケジュール、目標

<地方幹線道路等の早期整備>

(1) 1年目(平成20年度)

新たな道路の中期計画の策定等に関し、検討・要望活動を行う。また、十分な道路整備予算を確保できるよう、政府・政党・国会議員など関係先に要望・陳情活動を行う。

(2) 2年目・3年目

政府・国会等の動きを把握しつつ、必要に応じて対応を検討し、要望活動を行う。また、十分な道路整備予算を確保できるよう、政府・政党・国会議員など関係先に要望・陳情活動を行う。

<中枢空港・港湾の整備>

(1) 1～3年目

中枢空港・港湾の整備については平成19年10月18日の提言「国際競争力強化に資する空港及び港湾整備・運営のあり方」に基づき、その実現状況の把握を行うとともに必要に応じ陳情活動を行う。

3．日商における担当小委員会等、進め方

地方幹線道路等の早期整備は、幹線道路網の整備促進に関する特別委員会において検討する。中枢空港・港湾の整備については、政策委員会・産業経済委員会等においてフォローを行う。

4．日商の取り組み

新たな道路の中期計画の策定等について、幹線道路網の整備促進に関する特別委員会で検討し、必要に応じて要望活動を行う。また、十分な道路整備予算を確保できるよう、政府・政党・国会議員など関係先に要望・陳情活動を行う。

5．各地商工会議所の取り組み

地元の地方幹線道路等の早期整備に向けて、必要に応じて地元の行政等と連携を図りつつ、地元国会議員等へ要望・陳情活動を行う。

6．実施事業の評価、フォローアップの方法

政府・国会等の動きを把握しつつ、幹線道路網の整備促進に関する特別委員会で対応を検討し、要望活動を行う。また、十分な道路整備予算を確保できるよう、政府・政党・国会議員など関係先に要望・陳情活動を行う。

中枢空港・港湾の整備に関しては、社会資本整備重点計画の実現状況を把握しつつ必要に応じて要望活動を行う。

項 目： ．国や自治体に取り組むべき施策の積極的な提言

テーマ： 少子化対策の推進

1．概要

わが国が直面する最重要課題は急速に進む少子高齢化社会への適応とともに、人口減少に歯止めをかけることである。このため、国をあげて「子供を多く持ち育てることをよしとする」国民全体の価値観の醸成を促すべく、社会の制度や慣行を変革することが必要不可欠である。また、政府においては、思い切った少子化対策への財政資金の投入を行うべきである。一方、企業においても残業の削減や育児・有給休暇の取得促進など従業員のワーク・ライフ・バランスに配慮した職場環境の改善に積極的に取り組む必要がある。このため、特に中小企業における仕事と子育ての両立支援のあり方等をはじめ少子化対策について調査・研究し、必要に応じ提言する。

2．実施スケジュール、目標

(1) 1年目(平成20年度)

政府が設定する11月のワーク・ライフ・バランス集中広報期間におけるシンポジウムなど、各地で開催される各種事業への積極的な参加を支援する。

(2) 2年目・3年目

政府において平成20年度に取りまとめる予定のワーク・ライフ・バランスの成功取組事例等について、各地商工会議所を通じて中小企業に配布しPRを行う。

各地商工会議所において開催されるセミナーへの講師派遣等を行う。また、国民生活委員会で先進事例を周知するとともに、事例集を作成し各地商工会議所を通じて中小企業に配布する。

3．日商における担当小委員会等、進め方

国民生活委員会において、先進事例発表や支援等の情報提供に努めるとともに、必要に応じ少子化対策に関する提言について検討する。

4．日商の取り組み

WLB(ワーク・ライフ・バランス)推進セミナーの開催協力

成功事例集の配布

各地商工会議所における少子化対策セミナーへの講師の派遣

中小企業における仕事と子育ての両立支援のあり方等をはじめ少子化対策について調査・研究し、必要に応じ提言

5．各地商工会議所の取り組み

少子化対策セミナーの開催、優良事業所の表彰など。

6．実施事業の評価、フォローアップの方法

国民生活委員会において、継続して先進事例発表や支援等の情報提供に努め、国民運動に資する。

項 目： 国や自治体に取り組むべき施策の積極的な提言

テーマ： 地域における教育再生の推進

1．概要

人材こそがわが国の唯一最大の資源であり、人材の育成はわが国の最重要課題であることから、国民一人ひとりの意欲、能力の向上を図るためには学校のみならず、家庭や地域による社会総がかりの教育再生に取り組む必要がある。このため、地域における教育力の強化に向け、社会総がかりでの教育再生の中核として地域社会の発展を担う商工会議所が取り組むべき支援活動のあり方について検討し、情報収集・提供等を行うとともに、各地商工会議所の地域における教育支援活動の拡大に取り組む。

2．実施スケジュール、目標

(1) 1年目(平成20年度)

教育小委員会において各地商工会議所の教育支援活動のアンケートを実施する。また、各地商工会議所の活動事例を積極的に情報提供、PRすることで、各地商工会議所の支援活動の拡大を図る。

(2) 2年目・3年目

教育小委員会において各地商工会議所の教育支援活動のアンケートを引き続き実施する。また、各地商工会議所の活動事例、特に先進的取り組みをPRするとともに、希望により先進地域の推進責任者をこれから取り組もうとする地域に派遣するなど、各地商工会議所の教育支援活動の拡大を図る(3年間で185か所(平成20年度調査)から260か所以上への増加を目指す)。

3．日商における担当小委員会等、進め方

教育小委員会において先進事例について研究・分析を行うとともに、先進事例集を作成する。

4．日商の取り組み

各地商工会議所の教育支援活動の実情把握とPRによる支援活動を拡大する。

希望に応じ、先進会議所からの推進責任者の派遣等の仲介を行う。

先進事例集を作成する。

5．各地商工会議所の取り組み

先進事例を参考に、商工会議所および企業による教育支援策の拡大(職場体験、インターンシップ、講師派遣等)を図る。

6．実施事業の評価、フォローアップの方法

教育小委員会において教育支援活動の実態把握のためのアンケート調査を継続的に行い、各地商工会議所における支援活動状況を把握し、各地商工会議所における支援活動の参考に資することで支援活動の拡大をはかる。

項目： ．国や自治体が取り組むべき施策の積極的な提言

テーマ： 中小企業の経営実態を踏まえた労働法制や雇用対策の実現

1．概要

産業構造の変化が進展し、また、働き方が多様化する中で、最低賃金の改定や、各種労働法制の改正について検討が行われているが、改正内容は、わが国の雇用全体の7割を占める中小企業の経営実態を踏まえたものとしていく必要がある。そのため、厚生労働省の審議会等の検討状況に合わせて労働小委員会を開催し、その議論を踏まえ、要望書として提出するほか、審議会等の場を通じて意見を反映させる。あわせて、労働法制の改正等に対する中小企業の円滑な対応や中小企業の実態に即した雇用・労働環境の整備を支援するため、法制度等の周知・啓発を行っていく。

2．実施スケジュール、目標

(1) 1年目(平成20年度)

5月～8月 最低賃金改定(成長力底上げ戦略推進円卓会議<以下、円卓会議>、中央最低賃金審議会、地方最低賃金審議会)

時期未定 労働基準法改正(衆議院)

秋～12月 労働者派遣法改正(労働政策審議会)

改正法成立後 障害者の雇用の促進に関する法律改正に伴う政省令改正(労働政策審議会)

(2) 2年目・3年目

5月～7月頃 最低賃金の改定(円卓会議<未定>)、中央最低賃金審議会、地方最低賃金審議会)

中期行動計画期間中の3年間を通じて、労働法制については必要に応じて意見をとりまとめ、審議会等で反映させる。

3．日商における担当小委員会等、進め方

労働小委員会において検討する。

4．日商の取り組み

労働小委員会において、アンケート結果を踏まえつつ、最低賃金に関する意見を取りまとめ、中央円卓会議や中央最低賃金審議会において反映させる。

また、労働法制の改正内容について、労働小委員会において検討し、労働政策審議会等において意見を反映させるとともに、制定・改正後の周知に努める。

5．各地商工会議所の取り組み

中央最低賃金審議会での日商の意見を踏まえつつ、地域の中小企業の経営実態を反映した意見を、地方円卓会議や地方最低賃金審議会において反映させる。

各種労働法制等の制定・改正に関し、必要に応じ、日商労働小委員会等に対して意見を提出するとともに、制定・改正後の周知に努める。

6 . 実施事業の評価、フォローアップの方法

政府、国会等の動きを把握しつつ、労働小委員会に対応を検討し、審議会での意見表明や要望活動を行う。

項目： ．国や自治体が取り組むべき施策の積極的な提言

テーマ： 経済法規改正への対応

1．概要

独占禁止法など企業活動に関連する法律等について、政府における制定・改正などの動向を注視しつつ、必要に応じ検討を行い、企業活動の実態に即した制度・環境整備となるよう提言・要望活動を行う。あわせて、法律成立後は、企業が円滑に対応できるように、その周知に努める。

2．実施スケジュール、目標

(1) 1年目(平成20年度)

独占禁止法、不正競争防止法、消費者契約法など、政府における企業活動に関連する法律等の制定・改正などの動向を注視しつつ、必要に応じ検討を行い、提言・要望活動を行う。あわせて、法律成立後は、その周知に努める。

(2) 2年目・3年目

中期行動計画期間中の3年間を通じて同上の対応を図る。

3．日商における担当小委員会等、進め方

経済法規小委員会において検討する。

4．日商の取り組み

政府における企業活動に関連する法律等の制定・改正などの動向を注視しつつ、必要に応じ、経済法規小委員会で検討を行い、提言・要望活動を行う。あわせて、法律成立後は、その周知に努める。

5．各地商工会議所の取り組み

政府における企業活動に関連する法律等の制定・改正に関し、必要に応じ、日本商工会議所経済法規小委員会等に対し意見を提出する。あわせて、法律成立後は、会員企業等への周知に努める。

6．実施事業の評価、フォローアップの方法

政府・国会等の動きを把握しつつ、経済法規小委員会で対応を検討し、要望・周知活動を行う。

項目： ．国や自治体が取り組むべき施策の積極的な提言

テーマ： 中小企業における適正な取引の推進

1．概要

中小企業における適正な取引の推進を実現するために、独占禁止法、下請代金支払遅延等防止法などの実効性の確保や、業種別「下請適正取引等の推進のためのガイドライン」の普及と有効活用などについて、必要な提言・要望活動を行うとともに、その事後評価を行う。また、平成20年度から設置された「下請かけこみ寺」との連携を強化するとともに、ADRの普及・活用、ガイドラインの普及を図る。

2．実施スケジュール、目標

(1) 1年目(平成20年度)

独禁法・下請法改正やガイドラインの普及・有効活用に係る提言活動、ガイドライン普及活動状況等各地への調査、ガイドラインの普及・PRの機会を設ける、ガイドラインの効果に関する定点観測開始、「下請かけこみ寺」の利用促進支援と相談案件の分析と各地への還元

(2) 2年目・3年目

独禁法・下請法改正やガイドラインの普及・有効活用に係る提言活動、ガイドライン普及活動状況等各地への調査、各地の取組事例のフィードバック、各地によるガイドライン活用の機会の拡大と各地が係わった事例の積み上げ、ガイドライン未策定業界・取組未了会員への普及、「下請かけこみ寺」の周知徹底

3．日商における担当小委員会等、進め方

取引適正化小委員会、経済法規小委員会において検討する。

4．日商の取り組み

提言活動、ガイドライン普及活動状況等各地への調査、ガイドラインの効果に関する定点観測の点検、下請かけこみ寺の相談案件の分析、取組事例のフィードバック。

5．各地商工会議所の取り組み

各業界に対し部会等を通じガイドラインの活用の検討の機会を設けるよう勧奨、ガイドラインの効果に関する定点観測の実施、各地によるガイドライン活用の機会の拡大と各地が係わった事例の積み上げ、ガイドライン未策定業界・取組未了会員への普及。

6．実施事業の評価、フォローアップの方法

毎年、取引適正化小委員会へ報告し、定点観測による効果（D I 値の推移やベストプラクティスの収集）の点検と検討を行う。

また、政府・国会等の動きを把握しつつ、取引適正化小委員会で対応を検討し、要望をとりまとめ、陳情活動を行う。

項目： ．国や自治体に取り組むべき施策の積極的な提言

テーマ： 外国人労働者の受け入れのあり方

1．概要

わが国の労働力人口減少が見込まれる中、とりわけ中小企業は地域や業種によって人材確保が困難であり、地域経済の維持、発展のためには人手不足に悩む中小企業への支援が必要である。そのため、短期、中期、長期に分けて、外国人労働者の受け入れのあり方について検討し、要望をとりまとめ、政府・政党・国会議員など関係先に実現を働きかける。また、専門的・技術的分野の人材受け入れの一環として、国際化を図る中小企業のビジネスの拡大および人材確保を支援するため、外国人留学生の日本企業への就職の支援のあり方について検討する。

2．実施スケジュール、目標

(1) 1年目(平成20年度)

平成20年6月にとりまとめた「外国人労働者の受け入れのあり方に関する要望」の実現を関係先に働きかける。

具体的には、短・中期的な観点から、不足が想定される分野への受け入れについて、自民党国家戦略本部「外国人労働者問題」プロジェクト・チームの長勢座長案に示されたような、一定の管理のもとに外国人労働者の就業を認める制度の導入を関係先に働きかける。あわせて、長期的には、移民について検討すべきとの意見を表明する。

また、不足が想定される分野への受け入れの実現に時間を要する場合には、当面の対応として、平成21年通常国会で関連法案の審議が予定されている研修・技能実習制度の改善要望を行い、その実現方を働きかける。

さらに、外国人留学生の日本企業への就職について、外国人労働者小委員会、中小企業国際ビジネス小委員会および産業人材小委員会の関係小委員会において総合的支援のあり方を検討していくこととし、可能なものについては平成21年度実施に向けた準備を行う。

(2) 2年目・3年目

「外国人労働者の受け入れのあり方に関する要望」については、1年目の進捗状況に応じて、実現に向けて関係先に働きかける。また、外国人留学生による日本企業への就職については、2年目から、各地商工会議所と連携して支援を開始する。

3．日商における担当小委員会等、進め方

外国人労働者小委員会、中小企業国際ビジネス小委員会、産業人材小委員会において連携を図り検討する。

4．日商の取り組み

外国人労働者小委員会において、平成19年度にとりまとめられた「研修・技能実習制度ワーキンググループ報告」を踏まえつつ、外国人労働者受け入れのあり方について検討し、要望を取りまとめ、関係先に実現を働きかける。

また、中小企業の人材確保の一助とするため、外国人留学生の日本企業への就職支援のあり方について日商スキームをとりまとめ、準備が整ったところから、21年度より実施する。

5．各地商工会議所の取り組み

外国人労働者の受け入れのあり方についての要望実現に向けて、地元選出国會議員など関係先に働きかける。

国際化を図る会員企業の人材確保を支援するため、地域の実情に応じて、地元大学等と連携するなどして、外国人留学生の日本企業への就職を支援する。

6．実施事業の評価、フォローアップの方法

「外国人労働者の受け入れのあり方に関する要望」については、外国人労働小委員会において進捗状況をレビューし、その結果に応じて関係先に実現に向けた働きかけを行う。

また、外国人留学生の日本企業への就職については、外国人労働者小委員会、中小企業国際ビジネス小委員会、産業人材小委員会において取り組み状況をレビューし、フォローアップを行う。

．中小企業の経営課題へのきめ細やかな支援

少子高齢社会の到来により、労働力人口の減少が見込まれる中で、わが国が持続的な成長を遂げていくためには、全産業の99.7%、雇用者数の69.4%を占める中小企業の生産性向上を図ることが不可欠である。このため政府では、日本経済のダイナミズムの源泉である中小企業の生産性向上を国の施策の柱に据え、「成長力底上げ戦略」等を推進している。

しかしながら、中小企業対策予算の政府予算全体に占める割合はわずか0.37%に過ぎず、その規模はあまりにも小さい。また、小規模事業対策予算については、本来の三位一体改革の趣旨が徹底されないまま、各都道府県の財政事情等により、この3年弱の間で大きく削減された地域が見られる。

わが国が自律的な成長と健全な社会の発展を図るためには、中小企業が本来持っているダイナミズムとバイタリティーを最大限に発揮し、勇気をもってイノベーションに取り組むことができるような環境整備が必要であり、国と地方自治体が果たすべき役割と責任の分担を再構築した上で、中小企業・小規模事業対策予算を十分かつ安定的に確保して、諸施策を大幅に拡充強化することが求められる。

こうしたことから、商工会議所において、中小企業の底上げと活性化を図るため、小規模事業対策の法律・政策体系の検証や、経営改善普及事業等の意義や経営指導員のあり方等の検討を行う。また、従来 of 経営改善普及事業、創業塾・経営革新塾事業に加え、平成20年度に創設された、既存の中小企業支援機関が有機的に連携し、様々な支援メニューをコーディネートする地域力連携拠点事業において、商工会議所のこれまでの支援実績やネットワークの強みを最大限に活用して他機関とは差別化された支援を行う。このほか、中小企業における事業承継税制の拡充、中小企業金融の円滑化、企業再生・事業継続・倒産防止対策等に総合的に取り組むことで、中小企業 of 生産性向上をはじめ、多様化した中小企業等のニーズにきめ細かく対応し、支援する。

上記を踏まえ、以下の事業を行う。

項 目： ．中小企業の経営課題へのきめ細やかな支援

テーマ： 経営改善普及事業等商工会議所が行う中小企業・小規模事業者支援事業の強化

1．概要

経営改善普及事業は三位一体改革での税源移譲により、国から地方への補助金が廃止（一般財源化）され、補助金の額が各都道府県の裁量で実施されることとなった。しかしながら、国の判断として、経営改善普及事業の必要性や具体的内容等が変更されたものではないにもかかわらず、都道府県の財政事情等により小規模事業者対策予算の縮小が行われている地域が多く見られ、これまで国と地方が役割を分担して実施してきた小規模事業者対策の法律・政策体系が歪められることが懸念される。

また、各地で経営改善普及事業に対する補助金に見合った成果が上がっていない、あるいはコストがかかりすぎるといった誤った指摘も一部に見受けられる。

これらを踏まえ、経営改善普及事業等や経営指導員の仕事に対する適正な評価方法等について検討するとともに、各種事業と連携しつつ、商工会議所の経営指導力の強化を図る。

2．実施スケジュール、目標

(1) 1年目（平成20年度）

小規模事業者対策の法律・政策体系の現状を検証し、経営改善普及事業等の意義や経営指導員のあり方等について検討

経営指導員のベストプラクティスの調査

小規模事業者支援の成果事例のとりまとめ

(2) 2年目・3年目

経営指導員のベストプラクティスの表彰

経営指導員の実績評価方法の確立

同評価の点数化（質×量） 経営指導力等の強化

3．日商における担当小委員会等、進め方

中小企業政策小委員会において、経営改善普及事業等の意義や経営指導員のあり方、業績評価方法（モデル）等について調査・検討するとともに、優秀者の抽出、小規模事業者支援の成果の積極的なPRを行う。

4．日商の取り組み

(1) 小規模事業者対策の法律・政策体系の現状を検証し、経営改善普及事業等の意義や経営指導員のあり方等について検討

(2) 指導ベストプラクティスの抽出・表彰

(3) 指導効果の測定方法の検討、標準モデル作成・普及

(4) 経営指導員の行う経営改善普及事業について、定性的・定量的に把握

(5) 小規模事業者支援の成果事例のとりまとめと広報PR

5．各地商工会議所の取り組み

(1) 指導ベストプラクティスの抽出と日商への報告

- (2) 創業塾・経営革新塾、地域力連携拠点、事業承継支援センター、再生支援協議会・再チャレンジ・経営安定特別相談室等、各種事業との相互連携強化
- (3) 小規模事業者支援の成果の抽出と意義の広報 P R

6 . 実施事業の評価、フォローアップの方法

- (1) 小規模事業対策事業全体のあり方については、引き続き国・都道府県等の動向を把握するとともに、中小企業政策小委員会において、各地商工会議所が直面している人件費、事業費削減問題等の課題の整理と対応策について検討し、必要に応じ政府等に改善を働きかける。
- (2) 経営指導員の業績評価測定に関する各地の取り組みを定期的に調査分析し、評価する。

項目： ．中小企業の経営課題へのきめ細やかな支援

テーマ： 創業塾・経営革新塾の実施による中小企業・小規模事業者支援の強化

1．概要

商工会議所では、平成11年度から創業塾を、平成16年度から経営革新塾を開催しており、創業塾で43,000名、経営革新塾では13,000名を超える受講実績がある。平成20年度は、創業塾を延べ143回、経営革新塾を延べ128回実施する予定である。

地域力連携拠点事業、事業承継支援センター事業等と連携しつつ、本事業の効果的な実施を図り、創業・経営革新を促進する。

2．実施スケジュール、目標

(1) 1年目(平成20年度)

創業塾・経営革新塾の受講者満足度調査実施等によるフォロー、小都市会議所での開塾モデル実施、受講者の受講後の動向調査・把握

目標：創業塾受講者の開業数200件、経営革新承認件数1,500件

(2) 2年目・3年目

小都市会議所での開塾数増加促進策の実施、HP等における成功者のPR強化・拡充、創業塾受講者の定期的フォローアップ

目標：開業率アップ(2年間で創業塾受講者の開業数1,000件)、経営革新承認件数の増加(3年間合計で6,000件)、廃業率低下、会議所の会員増強

3．日商における担当小委員会等、進め方

中小企業政策小委員会において、各項目についての検討を行い、適宜、各地を支援し、また、政府等に対する要望等を行う。

4．日商の取り組み

指導ベストプラクティスの抽出、創業塾・経営革新塾受講者フォローアップ、創業塾・経営革新塾の小都市会議所でのモデル開催、創業・経営革新成功事例のPR強化・拡充

5．各地商工会議所の取り組み

指導ベストプラクティスの抽出、創業塾・経営革新塾受講者の定期的フォローアップ、地域力連携拠点、事業承継支援センター、再生支援協議会、再チャレンジ、経営安定特別相談室事業等との相互連携強化

6．実施事業の評価、フォローアップの方法

定期的に事業実績を調査し、成功事例を把握する。中小企業政策小委員会で点検する。

項目： ．中小企業の経営課題へのきめ細やかな支援

テーマ： 地域力連携拠点事業による中小企業・小規模事業者支援事業の強化

1．概要

平成20年度から開始された地域力連携拠点事業の拠点として認められた機関は全国に316カ所あり、そのうち119カ所を商工会議所が担う。また、全国316カ所の拠点のうち102カ所が、事業承継支援センター事業を行い、そのうち48カ所は商工会議所が実施する。

本事業の効果的な実施を図るとともに、商工会議所のこれまでの経営指導実績やネットワークを活かし、実績面において他機関との差別化を図り、支援を強化する。

2．実施スケジュール、目標

(1) 1年目(平成20年度)

中小企業のIT導入・普及・活用支援(日商マスターや、ITコーディネータ等の活用)、知的資産経営、地域資源活用、農商工等連携、事業承継支援等を推進する。

(2) 2年目・3年目

引き続き、中小企業のIT導入・普及・活用支援(日商マスターや、ITコーディネータ等の活用)、知的資産経営、地域資源活用、農商工等連携、事業承継支援等を推進する。

目標：年間10万件的相談に対応(政府目標)、経営力の向上、創業・再チャレンジの増加、事業承継の円滑化。また、3年後に商工会議所が担う拠点数を(検討中)カ所程度に増加させる。

3．日商における担当小委員会等、進め方

中小企業政策小委員会において、検討を行い、適宜、政府等に対する要望等を行う。

4．日商の取り組み

指導ベストプラクティスの抽出、 中小企業のIT導入・普及・活用支援、 拠点事業の取り組み事例の紹介

5．各地商工会議所の取り組み

指導ベストプラクティスの抽出、 中小企業のIT化支援、 各地商工会議所が実施する創業塾・経営革新塾、再生支援協議会、再チャレンジ、経営安定特別相談室事業等と地域力連携拠点事業との相互連携の強化

6．実施事業の評価、フォローアップの方法

定期的に事業実績を調査し、成功事例を把握する。

また、毎年、中小企業政策小委員会において地域力連携拠点事業を実施する各拠点の成果等を評価・検証し、必要に応じ、改善を要望する。

項目： ．中小企業の経営課題へのきめ細やかな支援

テーマ： 中小企業における事業承継税制の拡充

1．概要

中小企業の事業承継の円滑化の観点から、事業承継税制のさらなる拡充の実現に向けて検討を進め、要望をとりまとめる。要望策定後、政府・政党・国会議員など関係先に要望を提出し、陳情活動を行う。

2．実施スケジュール、目標

(1) 1年目(平成20年度)

平成20年度税制改正大綱で決定した「取引相場のない株式の相続税に係る80%納税猶予制度」の本年10月1日施行の実現に向け、必要に応じ、提言・陳情活動を行う。また、取引相場のない株式の評価方法の見直し、小規模事業用宅地特例のあり方などについて検討する。

(2) 2年目・3年目

春～夏 事業承継対策特別委員会で検討
9月 来年度税制改正要望を取りまとめ・提出
秋 政府・政党・国会議員への陳情活動

3．日商における担当小委員会等、進め方

事業承継対策特別委員会において検討する。

4．日商の取り組み

事業承継対策特別委員会において、各地商工会議所への税制アンケート等の結果を踏まえつつ、事業承継税制のさらなる拡充策について検討し、要望を取りまとめるとともに、全国の商工会議所と連携しつつ、政府・政党・国会議員等への陳情活動を行う。

5．各地商工会議所の取り組み

必要に応じて、税制委員会等でわが国の税制のあり方について検討しつつ、日本商工会議所等が行う税制アンケートに回答するとともに、来年度税制改正要望の実現に向けて、地元選出国会議員等への要望・陳情活動を行う。

6．実施事業の評価、フォローアップの方法

政府・国会等の動きを把握しつつ、事業承継対策特別委員会で対応を検討し、要望をとりまとめ、陳情活動を行う。

項 目： ．中小企業の経営課題へのきめ細やかな支援

テーマ： 中小企業金融の円滑化

1．概要

地域経済や中小企業をめぐる状況は厳しさを増し、再び景気後退が懸念されている。

こうした状況の中、中小企業の生命線である金融の円滑化・多様化や事業再生の観点から、過度に不動産担保や個人保証に依存しない融資の推進や、信用金庫・信用組合といった協同組織金融機関のあり方について検討し、地域金融の円滑化を図る。

2．実施スケジュール、目標

(1) 1年目(平成20年度)

責任共有制度導入後の貸し渋りなどの状況把握のほか、過度に不動産担保・個人保証に依存しない融資の推進、信用金庫・信用組合のあり方について検討し、必要に応じ提言活動を行う、過度に不動産担保・個人保証に依存しない融資への気づきを醸成するための経営指導員向け金融ハンドブックの作成、 マル経に係る情報提供(目標の設定)

(2) 2年目・3年目

過度に不動産担保・個人保証に依存しない融資の先導役となる商工会議所の選定と連携、各地の取組事例の収集・フィードバック、各地が係わった事例の積み上げとマスメディアへの積極的PR支援、 マル経における新規貸付件数の増加

3．日商における担当小委員会等、進め方

金融小委員会、中小企業政策小委員会

4．日商の取り組み

貸し渋りの状況把握のほか、必要に応じ提言活動、金融ハンドブックの作成、先導役となる商工会議所の選定と連携、各地の取組事例の収集・フィードバック、各地が係わった事例のマスメディアへの積極的PR支援、 マル経に係る情報提供(目標の設定)

5．各地商工会議所の取り組み

経営指導員向け金融ハンドブックの活用により、過度に不動産担保・個人保証に依存しない融資への会員のニーズの発掘と金融機関との連携、各地が係わった事例の積み上げとマスメディアへの積極的PR、 マル経利用者の拡大(新規貸付件数の増加)

6．実施事業の評価、フォローアップの方法

各地商工会議所が係わった過度に不動産担保・個人保証に依存しない融資事例や、マル経の新規件数の定期調査による点検。

政府・国会等の動きを把握しつつ、金融小委員会で対応を検討し、要望をとりまとめ、陳情活動を行う。

項 目： ．中小企業の経営課題へのきめ細やかな支援

テーマ： 企業再生・事業継続・倒産防止対策の強化

1．概要

わが国経済は、原油・原材料価格の高騰や、改正建築基準法・サブプライムローン問題とともに、地域間・企業規模間で業況における格差が拡大してきており、地域経済や中小企業をめぐる状況は厳しさを増している。また、金利や為替の動向、米国経済の減速など、先行きの経済に対する下振れリスクも存在しているなど再び景気後退が懸念される。

このような中、地域金融機関は不良債権処理から体力を消耗しており、企業再生・地域再生が進展しない事態を回避することが不可欠である。そのための環境整備と強化策として、倒産防止共済制度改正の要望活動やBCP（事業継続計画）の普及、再生支援協議会・再チャレンジ・経営安定特別相談室との連携を強化する。

2．実施スケジュール、目標

（1）1年目（平成20年度）

商工会議所が担う、中小企業再生支援協議会・拠点事業における再チャレンジ特別相談窓口・経営安定特別相談室の横の連携体制を構築する、BCP普及のための予算措置に関する要望活動、倒産防止共済制度改正に係る提言・要望活動

（2）2年目・3年目

商工会議所が担う、中小企業再生支援協議会・拠点事業における再チャレンジ特別相談窓口・経営安定特別相談室の横の連携を強化すべく取組事例の収集と共有化、各地におけるBCP普及活動強化（会員向けセミナー開催・経営指導員の指導ノウハウ強化）、倒産防止共済制度改正に係る提言・要望活動

3．日商における担当小委員会等、進め方

中小企業政策小委員会

4．日商の取り組み

商工会議所が担う、中小企業再生支援協議会・拠点事業における再チャレンジ特別相談窓口・経営安定特別相談室の横の連携体制構築支援と事例の収集・提供、BCP普及のための予算措置に関する要望活動、倒産防止共済制度改正に係る提言・要望活動

5．各地商工会議所の取り組み

商工会議所が担う、中小企業再生支援協議会・拠点事業における再チャレンジ特別相談窓口・経営安定特別相談室の横の連携体制構築と事例の共有化、BCP普及のためのセミナー開催予算措置に関する要望活動、倒産防止共済制度改正に係る情報提供

6．実施事業の評価、フォローアップの方法

商工会議所が担う、中小企業再生支援協議会の再生計画策定完了件数・再チャレンジ特別相談窓口の再起業件数・経営安定特別相談室における倒産回避比率、ならびに成功事例を調査し、中小企業政策小委員会に報告のうえ点検する。

．急速に進む国際化・グローバル化への対応

近年の経済社会はこれまでにないほど急速にグローバル化しており、人・資金・物資・サービスの国際的移動も活発化している。このため、たとえ国内市場をターゲットとしている企業であっても、少なからず世界経済の影響を受けており、今後の企業経営には、グローバル化を意識した技術・製品・サービスの開発や経営革新が必要である。しかしながら、わが国全体で見れば、国際化に関しては、大企業と比べて中小企業が立ち遅れているのが現状である。

また、人口減少社会が到来し、今後、国内マーケットの縮小、労働力不足といった深刻な課題に直面することが予想されるわが国においては、海外の新たなマーケットの開拓、豊富な海外の人的資源の活用、国内中小企業の活性化や地域経済振興等の観点から、EPA（経済連携協定）・FTA（自由貿易協定）等の締結を促進し、その効果をより広く享受できるようにしていくことも必要である。

このため、商工会議所においては、これまで以上に海外の商工会議所とのネットワークや国内の他の中小企業支援機関との連携を強化し、ビジネスに役立つ国内外の情報の収集・提供、国際間の経済交流の活発化、原産地証明書の円滑な発給等により、個々の企業の国際ビジネスをサポートする。また、地域発のジャパンブランドの創出や観光産業振興など魅力ある地域づくりの支援に努め、日本の国際的な存在感を高める。

上記を踏まえ、以下の事業を行う。

項 目： 急速に進む国際化・グローバル化への対応

テーマ： 中小企業の国際化支援

1．概要

中小企業の国際化、とりわけ国際ビジネスの推進を図るために、何が問題であり何が必要であるのか、中小企業の実態に即したニーズ等の調査・研究を行い、適宜、提言・要望を行うとともに、実行できるものから順次取り組む。また、他の中小企業支援機関(J E T R O (日本貿易振興機構)、中小企業基盤整備機構等)との連携を強化し、各機関が実施する支援策の活用を促進するとともに、中小企業のニーズを反映した支援策が講じられるよう、必要に応じて働きかけていく。

2．実施スケジュール、目標

(1) 1年目(平成20年度)

中小企業の国際化に関する活動とその問題点、J E T R O などの関係機関における支援策とその課題等について検討する。また、検討結果を踏まえ、中小企業の国際化ビジネスに関する基礎的なデータ・情報を収集し、まとめたものから各地商工会議所、中小企業へ提供し、周知する。さらに、商工会議所として取り組むべき支援策について検討を行い、可能なものから、順次実施する。

(2) 2年目・3年目

中小企業国際ビジネス小委員会での検討を踏まえ、以下の内容について具体的な事業を実施する。

1年目に引き続き、中小企業の国際化ビジネスに関する基礎的なデータ・情報(関係支援機関の情報等を含む)の拡充と周知

中小企業の国際化活動に関する成功・失敗事例の紹介と課題解決方法例の周知

日商のみならず各地商工会議所が地域において中小企業の国際化支援策を実施

3．日商における担当小委員会等、進め方

中小企業国際ビジネス小委員会において検討する。特に「国内でできる国際化」に主眼をおく。

4．日商の取り組み

(1) 中小企業の国際化活動の課題等の調査・検討

(2) 中小企業の国際化支援策等の現状調査とその改善策を含む政策要望

(3) 各地商工会議所への支援

中小企業の国際ビジネスへの支援に関する基礎的なデータ・情報の収集・整備

・中小企業の国際化支援策を講じている関係機関とその支援内容等に関する情報提供

・各地商工会議所の連絡先・HPなどを在日外国公館等に情報提供

・商工会議所役職名ほか英文表記例の提示

・ビジネス研究会(全国商工会議所中国ビジネス研究会、全国商工会議所台湾ビジネス連絡会等)などを通じた情報提供

・国内外の企業等が出展する展示会(国内外)をリスト化し情報提供

・中小企業の国際ビジネス成功事例(ベストプラクティス)、失敗事例の提供

・在日外国公館の連絡担当者リストを作成し、その国とのビジネスを考えている中小企業や各地商工会議所などに情報提供

・企業の海外進出に詳しい会計士等専門家のリストを作成し、情報提供

各地商工会議所の相談窓口等の拡充(取引照会、貿易、投資等に関する専門相談の実施等)を支援

中小企業の新たな人材確保策としての留学生就職を支援

各地商工会議所におけるインバウンド・アウトバウンド双方の観光振興事業への取組みを支援

各地における国際会議の誘致・開催支援

在日外国公館・在日外国商工会議所の関係者、訪日外国政府関係者、海外商工会議所関係者、中小企業の国際化支援関係機関の担当者、既海外進出企業の経営者等を招いての、国別投資環境等講演会、セミナー、説明会などの開催および各地での開催への支援
在外日本人商工会議所関係者等を招いての現地事情講演会等の開催を支援
中小企業の国際化支援関係機関との協議など連携の強化
各地商工会議所の国際ビジネス推進担当者を対象とした研修会の開催

- (4) 在外日本人商工会議所の会頭会議や事務局長会議の開催（商工会議所運営等に関する先進事例について情報交換）

5．各地商工会議所の取り組み

- (1) 各地商工会議所に「国際ビジネス推進担当者(窓口)」を設置
- (2) 日商がとりまとめた中小企業の国際ビジネスへの支援に関する情報の中小企業への提供
- (3) 地域における公的専門機関等との交流促進や同機関等との連携による相談体制の整備、共同した支援策等のモデル事例等の提示
- (4) 相談窓口等の拡充（取引照会、貿易、投資等に関する専門相談の実施等）
- (5) 中小企業の新たな人材確保策としての留学生就職支援
- (6) インバウンド・アウトバウンド観光振興事業の実施
- (7) 国際会議の誘致・開催
- (8) 在日外国公館・在日外国商工会議所の関係者、訪日外国政府関係者、海外商工会議所関係者、中小企業の国際化支援関係機関の担当者、既海外進出企業の経営者等を招いての、国別投資環境等講演会、セミナー、説明会などの開催
- (9) 在外日本人商工会議所関係者を招いての投資環境等現地事情講演会
- (10) 在日外国公館・外国商工会議所等との交流・連携

6．実施事業の評価、フォローアップの方法

取り組み状況を定期的に調査し、中小企業国際ビジネス小委員会、国際経済委員会に報告し、進捗や課題等を点検する。

項 目： ．急速に進む国際化・グローバル化への対応

テーマ： 原産地証明書の円滑な発給体制の整備

1．概要

特定原産地証明の円滑な発給と利用者の利便性向上を図るため、発給事務の簡素化等の抜本的な見直しを進める。あわせて、発給件数増加等の収入強化策やシステム効率化等の支出抑制策等を実施するとともに、必要に応じ、政府に対する予算要望等を行い、財政面でも安定した持続可能な制度を構築する。

また、非特惠原産地証明については、各地における発給実態や課題等を整理し、全国統一的なマニュアルを作成する等、円滑かつ信頼性の高い発給体制を整備する。

2．実施スケジュール、目標

(1) 1年目(平成20年度)

利用者にとって利便性と汎用性が高く、費用対効果に優れた特定原産地証明書新発給システムを開発する。平成20年度は、インドネシア(7月発効見込み)、ブルネイ(7月末発効見込み)(以下時期未定)アセアン包括、フィリピン、スイスのEPA発効が予定されており、新システムでの発給を図る。また、既発効EPAも、新システムへの統合(マレーシア、チリ、タイについては平成20年6月末、メキシコはアセアン包括の発給時期に合わせる予定)を図る。発給件数は、EPA発効国増加等により、前年度(約18,000件)の倍増を見込む。

また、非特惠原産地証明書の各地の発給実態および課題を調査する。

(2) 2年目・3年目

特定原産地証明について、平成21年度以降、現在交渉中のインド、韓国、豪州等とのEPA発効が想定されて(スケジュールは、政府間協議次第)おり、円滑な対応を図る。既発効EPAの活用促進に向けた中小企業等への広報を充実させて発給件数のさらなる増加を図るとともに、既発効EPAの見直し時期(平成22年度メキシコ、平成23年度マレーシア)にあわせた検討を行う。さらに、証明書の発給実績等を踏まえ、新発給システムにおける料金体系の見直しを検討する。

また、非特惠原産地証明の全国統一的なマニュアル作成、発給事務の電子化等について検討する。

3．日商における担当小委員会等、進め方

貿易関係証明小委員会、特定原産地証明に関する研究会において課題を整理し、対応を検討する。

4．日商の取り組み

特定原産地証明の中小企業等の活用促進に向けた幅広い広報や利便性の高い発給システムへの改善を進める。また、必要に応じ、政府への予算要望等も行う。さらには、利用者の利便性向上と全国的な取組み促進のため、発給事務所の拡大を検討する。

非特惠原産地証明の各地の発給実態及び課題を調査し、全国統一的なマニュアル作成等を進め、円滑かつ信頼性の高い発給体制の整備を図る。

5．各地商工会議所の取り組み

特定原産地証明については、地元中小企業等への制度の周知と活用促進に向けて、JETRO等と協力してEPAセミナー等を実施する。非特惠原産地証明については、マニュアルに基づく円滑かつ信頼性の高い発給体制のさらなる整備に努める。

6．実施事業の評価、フォローアップの方法

特定原産地証明については、貿易証明関係小委員会のほか、経済産業省「特定原産地証明改革検討会」等に取組み状況を随時報告し、評価する。また、発給システム利用者の改善要望等を照会し、貿易証明関係小委員会、特定原産地証明に関する研究会等で検討し、システム改善等に反映する。

．ビジネスの現場に大きな変革をもたらすデジタル化・ネットワーク化への対応

IT（情報技術）の進展は、あらゆるビジネスの現場に大きな変革をもたらし、グローバルなビジネスが容易に展開できるようになっており、今日の企業経営にはデジタル化、ネットワーク化という時代の潮流に対応することが不可欠となっている。また、国や自治体においても、電子入札や電子申告等の電子自治体の整備が進んでいる。

特に、中小企業の活力強化には、現在、大企業に比べて遅れがちになっているITを効果的に活用することが必要とされており、これにより、単に生産性の向上を図ることにとどまらず、中小企業が本来持っているダイナミズムとバイタリティーを存分に発揮し、イノベーションの促進につながることを期待されている。

こうした流れを受けて、政府の「中小企業生産性向上プロジェクト」では、中小企業の生産性向上とITの活用による経営力向上のための各種研修会等を開催し、平成21年度末までに、50万社程度の中小・小規模企業へインターネットを通じた財務会計等の業務支援関連アプリケーションを普及することを目標に掲げている。

このため、商工会議所においては、ユーザーである中小企業等にとって使い勝手のよい電子政府・電子自治体の仕組みとなるよう、必要に応じ提言・要望活動を行う一方で、ITに関する中小企業の経営者向け研修会の開催等を通じて、情報技術の効果的な活用を支援し、中小企業の生産性向上と電子政府・電子自治体への対応を促進する。

上記を踏まえ、以下の事業を行う。

項目： . ビジネス現場に大きな変革をもたらすデジタル化・ネットワーク化への対応
テーマ： 電子証明書の利用促進を通じた電子政府・電子自治体の普及支援

1. 概要

国や地方自治体が進める電子入札や電子申告等に取り組もうとする中小企業や行政書士、弁理士等を支援するため、各地商工会議所で電子認証や情報セキュリティ等に関するセミナー・操作講習会を開催し、入札や申告等の際に必要な日商発行の電子証明書の取得促進を図る。あわせて、省庁間のシステムがワンストップ化され、ユーザーである中小企業者等にとって使い勝手のよい電子政府・電子自治体の仕組みとなるよう、必要に応じ提言・要望活動を行う。

2. 実施スケジュール、目標

日商ビジネス認証サービス（電子証明書）の目標発行枚数

1年目（平成20年度） 8,000枚

2年目（平成21年度） 10,000枚

3年目（平成22年度） 12,000枚

3. 日商における担当小委員会等、進め方

商工会議所WEB2.0研究会、ビジネス認証サービス管理運営委員会において検討する。

4. 日商の取り組み

各地商工会議所が主催する電子認証セミナーや操作講習会に対し、日商が認定した電子認証専門講師を派遣（講師謝金・旅費は日商負担）する。また、ビジネス認証サービス（電子証明書）の取次業務実施商工会議所に対し、発行枚数に応じて取次手数料を支払う。

5. 各地商工会議所の取り組み

地方自治体が建設事業者等を対象に開催する電子入札説明会等のタイミングに合わせ、各地商工会議所が建設部会等に所属する会員事業所等を対象に電子認証セミナーや操作講習会を開催する。また、顧客の電子申請に取り組もうとする行政書士や弁理士等に対して、日商発行のビジネス認証サービス（電子証明書）の普及PRを行う。

6. 実施事業の評価、フォローアップの方法

日商事務局において、四半期ごとに目標発行枚数と実績枚数との差異について評価検証し、営業戦略の見直しを行う。年度終了後は、商工会議所WEB2.0研究会、ビジネス認証サービス管理運営委員会において年度の事業実績を評価検証し、次年度の目標発行枚数の見直しを行う。

項目： . ビジネス現場に大きな変革をもたらすデジタル化・ネットワーク化への対応
テーマ： 「IT経営応援隊事業」等を通じた中小企業のIT化支援

1. 概要

(1) 中小企業向け経営者研修会等の実施

経済産業省の公募事業である「IT経営応援隊事業」については、平成20年度は、日商と情報処理推進機構（IPA）が共同実施団体として採択され、中小企業向けの経営者研修会と、「中小企業IT経営力大賞」事業（IT経営を実現した中小企業の顕彰制度として平成19年度に創設）等を実施する。特に小規模事業者向けの経営者研修会については、小規模事業経営者にIT経営の必要性について“気づき”を持たせることを主眼とする。

(2) 中小企業向けIT研修メニューの共有化

各地商工会議所が取り組むべきIT研修事業等に関する補助金については、各経済産業局、地方自治体単位で提案公募の方式が増加している。このため、日商において中小企業の業種や企業規模、IT化浸透度等に応じた研修会の標準カリキュラム等を作成して、各地商工会議所に提供し、採択・実施に資する。

(3) 税制・金融支援策の検討

地方自治体や民間金融機関等と連携したIT支援に関する制度融資等について研究する。また、IT投資促進税制やリース補てん等の既存の制度の拡充、新規施策の要望事項について検討する。

2. 実施スケジュール、目標

(1) 1年目（平成20年度）

平成20年6月 各地商工会議所と共催により、全国47都道府県において
～21年1月 150回の小規模事業経営者研修会を実施

(2) 2年目・3年目

特に小規模事業者向けの経営者研修会が「IT経営応援隊事業」として継続実施できるよう要望し、実施する。

3. 日商における担当小委員会等、進め方

商工会議所WEB2.0研究会の下にワーキンググループを設置し、IT経営応援隊事業における小規模事業者向け経営者研修会のカリキュラムやテキスト内容などを検討する。また、中小企業の業種や企業規模、IT化浸透度等に応じた研修会の標準カリキュラムの策定や税制・金融支援策の検討を適宜行う。

4. 日商の取り組み

小規模事業者向け経営者研修会のカリキュラムやテキスト等を策定し、全国の商工会議所に研修会の開催を呼びかけるとともに、受講者の評価を踏まえてカリキュラム等の評価・検証を行う。また、中小企業診断協会、ITコーディネータ協会等のIT支援専門家と連携し、各地商工会議所が提案し、実施可能な標準カリキュラム等の策定を検討する。

5. 各地商工会議所の取り組み

日商と共催で、全国で150回予定している小規模事業者向けの経営者研修会を開催する。

6. 実施事業の評価、フォローアップの方法

小規模事業者向けの経営者研修会終了後は、主催商工会議所ならびに受講者のアンケート調査により、カリキュラムやテキスト、講師等の評価検証を行う。

項 目： . ビジネス現場に大きな変革をもたらすデジタル化・ネットワーク化への対応
テーマ： I Tを利用・活用した会員サービス事業等の研究

1 . 概要

中小企業および商工会議所を取り巻く I T 環境等の変化を踏まえ、I T を利用・活用した会員サービス事業の創設や、商工会議所自身の P R (ブランドアップ)、商工会議所の組織や職員等の I T 活用の方策等について研究する。主な項目として、地域の I T 支援者 (中小企業診断士、I T コーディネータ、地域 I T ベンダー等) との連携、商工会議所の I T 活用度チェックリストの作成、ホームページを通じた広報 P R、オンラインによる会員企業照会の仕組みづくり等について検討する。

2 . 実施スケジュール、目標

(1) 1 年目 (平成 2 0 年度)

平成 2 0 年 4 月 商工会議所 W E B 2.0 研究会の設置

(2) 2 年目・3 年目

前年度の成果を踏まえながら引き続き研究を進める。

3 . 日商における担当小委員会等、進め方

商工会議所 W E B 2.0 研究会の下に、適宜、事業テーマごとにワーキンググループを設け、実務に即した研究を進める。

4 . 日商の取り組み

商工会議所 W E B 2.0 研究会において、I T を利用・活用した会員サービス等について検討し、必要に応じ、各地商工会議所にアンケートを取りながら提案事項を取りまとめ、情報化委員会等に報告する。

5 . 各地商工会議所の取り組み

商工会議所 W E B 2.0 研究会が行うアンケート等への協力。また、各地会議所や会員企業等において、新規事業のアイデア・提案事項等があれば同研究会までお寄せいただく。

6 . 実施事業の評価、フォローアップの方法

毎年度末に商工会議所 W E B 2.0 研究会において、検討成果について評価検証し、次年度の検討事項、運営方法等に反映する。

．中小企業の人材育成・確保

少子高齢社会の到来により、今後、労働力人口が減少する中で、わが国が成長力を強化し経済成長を持続していくためには、わが国産業を担う人材～産業人材を育成し、その能力を高め、一人当たりの生産性向上を図ることが必要である。特に、日本がグローバル競争に勝ち残るカギは、優れた人材をいかに確保し続けるかという面にかかっている。そのためには、雇用のミスマッチの解消や若年者の就業能力の向上を図ることなどにより、中小企業の人材確保を支援する取り組みが求められている。

このため政府では、「成長力底上げ戦略」の一環として、平成20年度から、職業能力形成支援から能力評価・証明、就労支援までを一貫して行い、5年間で100万人の利用者を目指す「ジョブ・カード制度」をスタートさせている。

日本商工会議所においては、「中央ジョブ・カードセンター」を担うなど、各地商工会議所とともに、この「ジョブ・カード制度」の普及推進を図る。また、本制度と併せ、これまで商工会議所が実施してきた検定を核とした産業人材育成・確保事業のさらなる普及、およびグローバルな時代にマッチした大学等との産学連携事業の拡充・推進を通じて、地域中小企業における人材育成・確保を支援する。

上記を踏まえ、以下の事業を行う。

項 目： . 中小企業の人材育成・確保

テーマ： ジョブ・カード制度の普及に向けた積極的な推進

1. 概要

政府は、平成20年度にスタートした国の職業能力・資格証明制度であるジョブ・カードの取得者について、当初3年間で50万人、5年間で100万人程度、内、本制度に伴い新しく導入された「有期実習型」などの職業訓練（ジョブ・プログラム）の修了者については、当初3年間で20万人、5年間で40万人を目指している。

本制度の普及推進のために、日商は「中央ジョブ・カードセンター」を設置し、全国47都道府県に「地域ジョブ・カードセンター」および「同サポートセンター」が設置された。

公的に認証されるジョブ・カードは、職務経歴や教育訓練経歴に加え、商工会議所の検定資格等の履歴情報がまとめて記載されることから、求職者の職業能力や適性が客観的に判断でき、雇用のミスマッチの回避が期待される。また、職務経験の乏しい求職者に企業実習等を兼ねた職業訓練を行うことで、求人企業は広く即戦力となる人材を確保できる。

このため、日商と各地商工会議所は、検定事業をはじめとする中小企業の人材育成・確保事業と連携しつつ、本制度の普及に向けた積極的な推進を図る。

2. 実施スケジュール、目標

(1) 1年目（平成20年度）

ジョブ・カードセンターに対しては、特に「有期実習型訓練」について当初3年間で5万人以上の訓練参加者の確保が期待されている。

このため、全国の商工会議所との連携の下、当初約1年間で約2,000の協力事業所の開拓、または1万人程度の訓練参加者を目指す（1事業所当たり5人程度の訓練参加者を想定）。

(2) 2年目・3年目

引き続き、2年間で約8,000の協力事業所の開拓、または4万人程度の訓練参加者を目指す。

3. 日商における担当小委員会等、進め方

中央ジョブ・カードセンターに設置するジョブ・カードの活用促進に関する研究会において、本制度の普及と効果的な活用を進めるための方策等について検討を行い、産業人材小委員会に報告し、制度の効果的な普及促進についての協力を得る。

また、同小委員会による本制度の普及推進に関する検討内容を同研究会にフィードバックし、同研究会の検討内容に反映させる。

4. 日商の取り組み

(1) 中央ジョブ・カードセンターとして、全国レベルの業界団体等への周知・啓発を図るとともに、地域ジョブ・カードセンターおよび同サポートセンターの事業運営を支援する。

(2) 全国専修学校各種学校総連合会などと連携し、職業能力向上に資する実践的キャリア教育に関するプログラムを実施するモデル事業の構築を通じて本制度の活用促進を図る。

(3) その他、「商工会議所の産業人材育成・確保事業への取り組みについて - 産業人材小委員会中間報告書 -」（平成20年6月）に記載した諸事業を実施する。

5. 各地商工会議所の取り組み

(1) 地域ジョブ・カードセンターおよび同サポートセンターを中心に、求人企業に本制度を広く周知してジョブ・プログラムの活用促進を図る。

(2) 会員企業に対して、求人の際に、例えば、採用条件のひとつとしてジョブ・カードの提示を求めよう働きかける。

- (3) 管内の高等学校や専門学校、大学などの教育機関に対し、ジョブ・カード制度のPRを行い、商工会議所検定資格の取得とジョブ・カードへの記載促進を図る。
- (4) 求職者に対し、ジョブ・カードの取得と同カードへの商工会議所検定資格の記載促進を図る。
- (5) ジョブ・カード制度の活用を希望する管内の求人企業や教育訓練機関があれば、その情報を地域ジョブ・カードセンターおよび同サポートセンターにフィードバックし、一層の制度普及を図る。
- (6) この他、「商工会議所の産業人材育成・確保事業への取り組みについて - 産業人材小委員会中間報告書 - 」(平成20年6月)に記載した諸事業を実施する。

6. 実施事業の評価、フォローアップの方法

各地域ジョブ・カードセンターからの報告に基づいて、中央ジョブ・カードセンターが本事業の実績を取りまとめ、内閣府に設置されたジョブ・カード推進協議会が事業評価を行う。また、その事業評価を踏まえ、ジョブ・カードの活用促進に関する研究会において今後の普及振興策等について検討を行う。

あわせて、産業人材小委員会においても本制度の普及推進について検討を行い、同研究会の検討に反映させる。

項目： ．中小企業の人材育成・確保

テーマ： 検定を核とした産業人材育成・確保事業の推進のための「検定拡充5%運動」の展開
および商工会議所の全所的な取り組み体制の再構築

1．概要

商工会議所は、教育、能力評価、人材マッチングまでをワン・ストップで実施する産業人材育成・確保事業に取り組んできている。特に、各地商工会議所と共催で行っている日商検定は、現在年間80万人の受験者を擁し、50年以上の歴史と累計2,000万人の合格者を輩出してきた実績があり、同事業の中核を担っている。

また、平成20年度からスタートした国の職業能力証明制度であるジョブ・カードに商工会議所検定資格が記載できることから、同カードの普及を通じて検定資格の取得者の拡大が期待される。

そこで、検定を核とした産業人材育成・確保事業のさらなる拡充を図る観点から、

- (1) すべての商工会議所が毎年5%の検定受験者増に向けて取り組み、5年後に年間受験者数100万人（3年間累計約255万人）を目指す「検定拡充5%運動」を展開する、
 - (2) そのための全所的な取り組みを図る、
- こととする。

具体的には、商工会議所の全会員企業に対し検定資格の活用等を促進していくとともに、産業人材育成・確保事業の効率的かつ効果的な実施のため、商工会議所内の連携が十分確保されるよう事務局体制を再構築する。

検定拡充による事業収入の増加を通じて商工会議所の財政基盤の強化を図り、それをベースに地域中小企業の振興に資する諸事業を一層拡充し、地域活性化につなげていく。

2．実施スケジュール、目標

- (1) 1年目（平成20年度）

日商検定の受験者数81万人を目指す。

- (2) 2年目・3年目

2年目（平成21年度）には85.0万人（対平成20年度4.0万人増）、3年目（平成22年度）には89.2万人（対平成21年度4.2万人増）、平成20年度からの3年間累計で255.2万人の受験者を目指す。

3．日商における担当小委員会等、進め方

産業人材小委員会において、「検定拡充5%運動」の推進状況（日商検定の受験者数の動向等）や、産業人材育成・確保事業の地域での利活用の状況などについてのフォローアップを行う。

4．日商の取り組み

- (1) 各地商工会議所の検定を核とした産業人材育成・確保事業を一層拡充するため、効果的なPR方法や活用推進策等について検討する。また、各地商工会議所が実施する事業の推進事例などについて、機関紙（誌）やホームページ、定例会議などを通じて情報提供する。
- (2) 商工会議所の産業人材育成・確保事業の企業での利活用を働きかけるためのツールとして、企業経営者や人事担当者向けのPR用パンフレットを作成・提供する。
- (3) 企業の人材育成・確保を支援するため、自立的かつ継続的な能力開発を行うことができるよう、各種eラーニングのコンテンツを提供する。
- (4) この他、「商工会議所の産業人材育成・確保事業への取り組みについて - 産業人材小委員会中間報告書 -」（平成20年6月）に記載した諸事業を実施する。

5 . 各地商工会議所の取り組み

- (1) 商工会議所の役員・議員に対して、主力検定試験である簿記、販売士、日商 P C を中心に、例えば、検定資格を採用時の要件や企業研修の修得度診断ツールなどとして活用するよう強く働きかける。また、段階的に、全会員企業に対して、同様の勸奨を行う。
- (2) 事業を効率的かつ効果的に推進するため、検定試験担当のみならず求人企業支援部署や中小企業相談所など部署間の垣根を越えた連携協力体制を図る。
- (3) この他、「商工会議所の産業人材育成・確保事業への取り組みについて - 産業人材小委員会中間報告書 - 」(平成 2 0 年 6 月)に記載した諸事業を実施する。

6 . 実施事業の評価、フォローアップの方法

「検定拡充 5 % 運動」の推進状況(日商検定の受験者数の動向等)や、産業人材育成・確保事業の地域での利活用の状況などについて検証するとともに、産業人材小委員会に報告し、同小委員会における議論を踏まえ、一層の事業推進を図る。

項目： ．中小企業の人材育成・確保
テーマ： 大学等との産学連携事業の拡充

1．概要

各地商工会議所は、雇用のミスマッチの解消、地域の中小企業の人材確保、および若年者の就業能力の向上と強化を図るため、採用に関する情報交換やインターンシップなど人材育成や活用に関することをはじめ、まちづくり、地域活性化など多岐に渡る分野で多様な産学連携事業を展開している。

日商においても、首都圏の大学等との包括協定に基づき、地方人材の育成・強化、地元での就職の促進などを目指した産学連携事業を推進している。そのモデルの一つとして、法政大学および明治大学商学部とそれぞれ連携して地域づくりに貢献する学生の人材育成支援スキームを構築し、全国の商工会議所のネットワークを活用して、地方出身の学生が地元に戻り会員企業に就職したり、家業を担う後継者に育つことなど、地方への円滑な人材還流・供給を図る事業を展開している。

今後、地域振興はもとより、グローバルな時代における国際的な産業人材育成支援・中小企業国際化支援等を目指し、大学等との産学連携事業の拡充と一層の推進を図る。

2．実施スケジュール、目標

中期行動計画期間の3年間を通じて、法政大学および明治大学商学部との連携事業の一層の拡充を図るとともに、例えば、留学生の活用・支援など、特色ある他の大学等との包括協定を締結し、各地商工会議所による産学連携のモデルに資する。

3．日商における担当小委員会等

産業人材小委員会において検討する。

4．日商の取り組み

- (1) まちづくりや事業承継に係るセミナー、創業塾等の冠講座
- (2) 商工会議所役員や地方の優秀な企業等を招いての企業人講座
- (3) 就職支援セミナーと地方の就職情報の提供
- (4) 地元出身学生の地元インターンシップ、商工会議所検定資格教育

5．各地商工会議所の取り組み

- (1) 包括協定に基づく地元大学等との産学連携事業の一層の推進
- (2) まちづくりや事業承継、創業・起業等に係るセミナーなどの開催
- (3) インターンシップ協力企業の拡充、地方の就職情報の全国発信の強化
- (4) 商工会議所検定資格教育

6．実施事業の評価、フォローアップの方法

常に産業界のニーズにマッチした事業とするため、産業人材小委員会に適宜報告し、同小委員会の意見を今後の産学連携事業に反映する。

．地域資源を活かした地域活性化への取り組み支援

地域活性化を図るためには、コンパクトでにぎわいのあるまちづくりを推進するとともに、産業観光等の新しい切り口による観光振興への取り組みや、地域資源を活かした地域ブランドづくりが必要である。

このため、中心市街地活性化法を活用する地域や多様なまちづくりに取り組む地域等、各々のニーズに合わせたきめ細かな各種支援（協議会の設置や、大型店等と地域商業等との共生のための協議の場づくり等への支援）を行う。また、個別的な観光、インバウンド観光、広域観光などの振興のため、「全国商工会議所観光振興大会」を開催するほか、「全国商工会議所 きらり輝き観光振興大賞」や人材育成を実施する。さらに、海外市場を目指す「JAPANブランド事業」や農商工連携を含む「地域資源 全国展開プロジェクト」を実施するほか、関連サイトの充実による地域振興情報の発信や人材育成を強化する。

上記を踏まえ、以下の事業を行う。

項 目： 地域資源を活かした地域活性化への取り組み支援

テーマ： 中心市街地活性化等に対する支援

1. 概要

平成18年8月の中心市街地活性化法の施行以来、現在32地域で、中心市街地活性化基本計画が総理大臣の認定を受けており、また、会議所地域では89地域に中心市街地活性化協議会が設置されている。

こうした中、本年4月に、日商が中心市街地活性化協議会を設置していない地域の会議所を対象に実施した、「中心市街地活性化協議会未設置地域におけるまちづくりの推進体制、取り組み状況に関する調査」では、「中心市街地活性化法のスキームを活用してまちづくりを推進しようとする地域」と「中心市街地活性化法のスキームを活用せずにまちづくりを推進しようとする地域」など、多様な取り組みの姿が明らかになった。

このため、日商としては、中心市街地活性化を基本としつつも、地域により、まちづくりへの取り組みの目的・手法が異なる状況を踏まえて、各々のニーズに応じたきめ細かな支援を行う。

2. 実施スケジュール、目標

< 中心市街地活性化法のスキームを活用してまちづくりを推進する地域 >

(1) 1年目(平成20年度)

「中心市街地活性化協議会未設置地域におけるまちづくりの推進体制、取り組み状況に関する調査」において、「協議会設置に前向き」の135地域の中で、「協議会の設置予定がある」かつ「旧基本計画がある」と回答した41地域を最優先地域として、早期に協議会が設置されるよう支援する。

(2) 2年目・3年目

1年目の状況をフォローし、「協議会設置に前向き」(135地域)の中で、「協議会の設置予定がある」かつ「旧基本計画がない」と回答した10地域のほか、「協議会設置の予定がない」と回答した68地域、「未検討・無回答」の16地域を合計した94地域について、この3年以内に協議会が設置されるよう支援する。

これにより、既に協議会が設置されている89地域に、協議会設置に前向きとする135地域を加え、合計224地域の協議会設置を目指す。また、これらの地域が基本計画認定につながるよう支援する。

< 中心市街地活性化法のスキームを活用せずにまちづくりを推進する地域 >

「中心市街地活性化協議会未設置地域におけるまちづくりの推進体制、取り組み状況に関する調査」において、「協議会設置に前向きでない」と回答した35地域について、ニーズに沿った継続的な支援を行う。また、「回答なし」の141地域についても、地域のニーズを把握しつつ、それらに応じた支援を行う。

3. 日商における担当小委員会等、進め方

まちづくり特別委員会において、各地のまちづくり状況を把握し、中心市街地活性化法のスキームを活用する場合、しない場合のそれぞれについて、支援策を検討するとともに、適宜、要望活動を行う。

4. 日商の取り組み

各地のまちづくりの進捗状況、問題点等を把握するための年次定点調査を実施する。

平成20年6月、全国の商工会議所・自治体職員等を対象したまちづくり全般に関する研修会を開催。年度後半以降、中心市街地活性化法のスキームを活用する場合、しない場合のそれぞれの

ニーズに対応した研修会・セミナー等を開催する。

中心市街地活性化法のスキームを活用したまちづくり、しないまちづくりのそれぞれに関する事例の紹介等、HP、イントラネット、メールマガジン、紙媒体等を活用して情報提供等を行う。

5. 各地商工会議所の取り組み

< 中心市街地活性化法のスキームを活用してまちづくりを推進する地域 >

協議会準備組織等の立ち上げなど、中心市街地活性化に関するコンセンサス形成のための活動
行政との定期的な意見・情報交換組織の立ち上げ

中心市街地活性化協議会の設置・運営

中心市街地活性化基本計画の進捗状況のフォローアップと改善策の検討・要望

< 中心市街地活性化法のスキームを活用せずにまちづくりを推進する地域 >

まちづくりの検討組織の立ち上げ・運営

行政との定期的な意見・情報交換組織の立ち上げ

福祉・社会政策的観点に立った、まちづくりの検討・要望

まちづくりの進捗状況のフォローアップと改善策の検討・要望

6. 実施事業の評価、フォローアップの方法

全国の商工会議所に対する年1回の定点調査を実施し、マクロ的に各地のまちづくりの進捗状況と問題点を把握する。また、個別のヒアリング等も行っており、全商工会議所の動向やニーズを可能な限り把握する。

上記の結果に基づき、まちづくり特別委員会において、各年次の数値目標等を見直すとともに、日商としての支援事業の内容を修正、改善する。

項 目： 地域資源を活かした地域活性化への取り組み支援

テーマ： 計画的な土地利用の実現

1．概要

「郊外開発にブレーキ、中心市街地活性化にアクセル」という改正まちづくり3法の狙いを実現するためには、計画的な土地利用の実現が不可欠である。

改正まちづくり3法に基づき、現在、市町村においては、準工業地域において大規模集客施設の立地を規制する特別用途地区を指定している自治体が67か所にのぼっているのをはじめ、都道府県においては、準都市計画区域を指定している自治体が2道県、広域調整に関する手続きを定めている自治体が29県となっている。また、条例・ガイドラインによって地域独自の土地利用規制（ゾーニング規制）を行っている自治体も徐々に増えている。

日商では、改正まちづくり3法を活用して、コンパクトでにぎわいのあるまちづくりを進めるため、平成19年9月、改正都市計画法等の円滑な施行および大規模集客施設の立地に伴う農振除外・農地転用のあり方などに関し、関係省庁に要望を行ったところ、国においては、都市計画法の見直しや、優良農地を維持するための農地政策の見直しの動きが出ている。

日商としては、国に対し、土地利用に関する既存施策の自治体への周知徹底を求めるとともに、都市計画制度および農地政策の見直し要請などの取り組みを通じて、計画的な土地利用の実現をめざす。

2．実施スケジュール、目標

中期行動計画期間の3年間を通じて、以下の事項に取り組む

国における都市計画制度・農地政策の見直しへの対応

以下の事項に関する、各地における行政への要望活動の展開

- ・全都道府県下における準都市計画区域の指定、広域調整の基準づくり
- ・準工業地域における大規模集客施設立地規制のための特別用途地区指定の増加
- ・都道府県、市町村におけるゾーニング規制の増加

3．日商における担当小委員会等、進め方

まちづくり特別委員会において、各地商工会議所および国・自治体等の取組み状況、問題点等を把握し、対応策について検討を行うとともに、適宜、要望活動を実施する。

4．日商の取り組み

計画的な土地利用の実現に向けた各地の取り組みについての定点調査を実施し、各種取り組みの進捗状況と問題点の把握につとめる。

「中小企業と地域再生」議員連盟への対応を含め、適宜、要望活動を展開する。

商工会議所、自治体職員などを対象に、計画的な土地利用の実現に関する説明会・セミナーを開催するとともに、HP、イントラネット、メールマガジン、紙媒体等を活用した情報提供を行う。

5．各地商工会議所の取り組み

計画的な土地利用に向けた地元自治体の取り組みについての定点調査の実施による土地利用の状況の把握と関係委員会等における検討

首長との懇談会等を通じた要望活動の展開

計画的な土地利用の重要性について、マスコミを活用した会員、市民へのPR

6．実施事業の評価、フォローアップの方法

毎年、定期的に各地における計画的な土地利用に関する取り組みを調査し、まちづくり特別委員会での分析を踏まえて、要望活動や情報提供等を行い、各地の計画的な土地利用の確立に資する。

項 目： 地域資源を活かした地域活性化への取り組み支援

テーマ： 大型店等の地域貢献活動等

1．概要

改正中心市街地活性化法第6条の「事業者の責務」規定に基づき、日本チェーンストア協会、日本百貨店協会、日本ショッピングセンター協会、日本フランチャイズチェーン協会の4団体が地域貢献に関する自主ガイドラインを策定している。また、一部自治体においては、大型店に地域貢献活動を求める条例・ガイドラインを策定している。

日商は、本年3月に、「大型店の地域貢献・社会的責任ガイドライン等に関する調査」を取りまとめた。その結果を踏まえ、自主ガイドライン策定済の4団体および自主ガイドラインを策定していない業界団体との意見交換を実施したほか、経済産業省に対して、日本チェーンストア協会等4団体のガイドラインのフォローアップと業界団体に所属しない「アウトサイダー」対策を検討するため、産業構造審議会流通部会・中小企業政策審議会経営支援部会商業部会合同会議の開催を要望した。

また、経済産業省主催の自主ガイドライン策定済の4団体との意見交換会の場で、各業界団体がとりまとめた地域貢献への取り組みの状況を公表すること、各団体内の会員で意識の低い会員の底上げを図ること、を要請するとともに、大型店・地域商業者・商工会議所・自治体等からなる意見交換・協議の場を各地域において設置することを提案し、協力方を要請した。

日商としては、今後、ガイドラインを持つ4団体加盟の大型店等の地域貢献への取り組みについてフォローアップするほか、ガイドラインを持たない業界団体へその策定を要請する。また、地域における自治体ガイドラインの策定に関する運動を支援する。

さらに、地域の多様性に鑑み、各地域において、大型店、地域商業者、自治体、商工会議所等からなる、共存共栄のまちづくりに関する意見を交換する「場づくり」を呼びかける。

2．実施スケジュール、目標

中期行動計画期間の3年間を通じて、以下の事項に取り組む。

既に自主ガイドラインを策定した日本チェーンストア協会等業界4団体加盟の大型店等の地域貢献への取り組みのフォローアップ

自主ガイドラインを未策定の業界団体へのガイドライン策定要請の継続とフォローアップ

業界団体づくりと、自主ガイドラインの策定要請

地域における自治体ガイドライン策定運動への支援とフォローアップ（例：愛知県・名古屋市のガイドラインの実施状況の事例研究等）

各地における共存共栄のまちづくりに関する意見を交換する「場づくり」の呼びかけとフォローアップ

3．日商における担当小委員会等、進め方

まちづくり特別委員会において、本問題に関する各地の状況や問題点を把握し、対応策を検討するとともに、適宜、要望活動を実施する。また、各地における「場づくり」の進捗状況を把握し、その促進策を検討する。

4．日商の取り組み

産業構造審議会流通部会・中小企業政策審議会経営支援部会商業部会の合同会議において本問題を検討テーマとするよう要望する。

今後も継続される見込みの業界4団体・経済産業省との意見交換会へ積極的に参加する。

各地のまちづくりの進捗状況を把握するための年次定点調査を実施し、各地の大型店等の地域貢献の取り組み状況を把握する。

まちづくりに関する研修会・セミナーやHP、イントラネット、メールマガジン、紙媒体等を通

じ、大型店等の地域貢献問題に関する情報の提供に努める。

各地における共存共栄のまちづくりに関する意見を交換する「場づくり」の事例を紹介し、促進を図る。

5. 各地商工会議所の取り組み

業界自主ガイドラインや自治体ガイドライン等に基づく大型店等の地域貢献活動のフォローアップ

自治体ガイドラインがない場合、自治体に対し、地域の事情に対応した大型店の地域貢献・社会的責任に関する条例・ガイドラインの策定の要望

共存共栄のまちづくりに関する意見を交換する「場づくり」及びその運営にリーダーシップを発揮

6. 実施事業の評価、フォローアップの方法

毎年、定期的に各地における大型店の地域貢献等について調査し、まちづくり特別委員会での分析を踏まえて、情報提供等を行い、各地の大型店の地域貢献等の増進に資する。

項 目： 地域資源を活かした地域活性化への取り組み支援

テーマ： 地域資源を活かした広域連携による国内観光の振興

1. 概要

少子高齢化の進展により、今後も国内市場の縮小等の厳しい状況が予想される中、地域が活性化するためには、それぞれの地域資源を活かした観光の振興が極めて重要である。

政府は、観光を21世紀の日本の重要な政策の柱として明確に位置付け、観光立国の実現に向けて、平成19年6月に観光立国推進基本計画を策定し、以下のとおり、目標（ ）を定めた。

各地における観光の振興および政府目標である年間宿泊数増加のためには、観光資源の開発はもとより、複数の地域が連携した広域的な観光資源・ルートの開発が求められる。

このため、各地商工会議所において、観光振興事業が積極的に展開されている中、日商としても、各地の取り組み状況などの情報収集・提供や、要望活動を通じて、各地の取り組みへの支援に努める。

() 観光立国推進基本計画の目標

日本人の国内観光旅行による1人当たりの年間宿泊数

2.77泊(平成18年度) 4泊(平成22年)

国内における観光旅行消費額

22.8兆円(平成17年度) 27.2兆円(平成22年度)

2. 実施スケジュール、目標

中期行動計画期間の3年間を通じて、政府の目標達成に資するべく、引き続き、各地商工会議所との連携のもと国内観光の振興に取り組んでいく。

3. 日商における担当小委員会等、進め方

観光専門委員会において、各地の国内観光振興への取り組み状況、問題点を把握し、対応策を検討するとともに、適宜、要望活動を実施する。

4. 日商の取り組み

全国商工会議所観光振興大会を毎年開催し、各地商工会議所の観光に対する意識改革を図り、広域連携の促進や、地域のホスピタリティ能力の向上と魅力ある地域情報の発信に努める。

各地商工会議所の担当者などを対象とする研修会・セミナー、HP、イントラネット、メールマガジン、紙媒体等を通じ、観光振興への取り組みの事例や国の施策等に関する情報の提供に努める。

各地商工会議所における観光振興事業の現状に関する調査を実施し、各地の観光振興事業への取り組み状況を把握するとともに、各地の観光振興への取り組み状況、問題点を把握する。また、必要に応じて、要望活動を実施する。

商工会議所のネットワークを活かした複数の地域の連携による広域観光への取り組みに関する事例等情報収集・提供に努める。

「全国商工会議所 きらり輝き観光振興大賞」を通して、観光振興に積極的に取り組む商工会議所を表彰し、各地の取り組みの啓発を図る。

5. 各地商工会議所の取り組み

産業観光、体験観光、滞在型観光、グリーンツーリズム、エコツーリズム、ヘルスツーリズム等ニューツーリズムの視点に立った観光資源の開発と普及

観光資源としての有形・無形の文化財の保全・活用

商工会議所のネットワークを活かした複数の地域の連携による広域観光への取り組み

農商工連携の観点からの観光資源の開発への取り組み

国内の姉妹・友好協定等を結んでいる地域との交流の促進
観光圏整備事業や地域資源 全国展開プロジェクト事業などを活用した魅力ある観光地づくり
セミナーの開催、ご当地検定の実施などによる人材の育成・確保
ガイドブックの作成
地元選出の国会議員をはじめ行政や関係各方面に対する要望活動の展開

6 . 実施事業の評価、フォローアップの方法

毎年、定期的に各地商工会議所における観光振興に関する取り組み状況等を調査し、観光専門委員会での分析を踏まえ、全国商工会議所観光振興大会において報告することによって、各地の国内観光振興のレベルアップに資する。

項 目： 地域資源を活かした地域活性化への取り組み支援

テーマ： インバウンド・アウトバウンド振興による国際観光交流人口の増加

1. 概要

少子高齢化が進展する我が国において、活力に満ちた地域社会を実現していくためには、日本人・外国人を問わず、観光による交流人口を拡大していくことが極めて重要である。

政府は、観光を21世紀の日本の重要な政策の柱として明確に位置付け、観光立国の実現に向けて、平成19年6月に観光立国推進基本計画を策定し、以下のとおり、目標()を定めた。

また、平成20年10月には観光庁が設置され、対外関係において交渉を強力に推進するほか、関係省庁の調整や、民間に対する窓口の一元化、官民協働の中核組織として、観光立国を総合的かつ計画的に推進する体制が構築される。

各地商工会議所において、インバウンド・アウトバウンド振興事業が積極的に展開されている中、日商としても、各地の取り組み状況などの情報収集・提供や、要望活動を通じて、各地の取り組みへの支援に努める。

()観光立国推進基本計画における目標

訪日外国人旅行者数

733万人(平成18年) 1,000万人(平成22年)

日本における国際会議の開催件数

168件(平成17年) 252件(平成23年)

日本人の海外旅行者数

1,753万人(平成18年) 2,000万人(平成22年)

訪日外国人の旅行消費額

1.6兆円(平成17年度) 2.5兆円(平成22年度)

2. 実施スケジュール、目標

中期行動計画期間の3年間を通じて、政府の目標達成に資するべく、引き続き、各地商工会議所との連携のもとインバウンド・アウトバウンド振興に取り組んでいく。

3. 日商における担当小委員会等、進め方

観光専門委員会において、各地のインバウンド・アウトバウンド振興への取り組み状況、問題点を把握し、対応策を検討するとともに、適宜、要望活動を実施する。

4. 日商の取り組み

アジア各国との交流人口の増加傾向等の実態を踏まえ、アジア商工会議所連合会(CACCI)等の場において、域内の観光振興に関し、検討・調査を行う。

各地商工会議所が派遣する経済ミッション等に対して便宜供与を図る。

全国商工会議所観光振興大会を毎年開催し、各地商工会議所の観光に対する意識改革を図り、広域連携の促進や、地域のホスピタリティ能力の向上と魅力ある地域情報の発信に努める。

各地商工会議所の担当者などを対象とする研修会・セミナー、HP、イントラネット、メールマガジン、紙媒体等を通じ、観光振興への取り組みの事例や国の施策等に関する情報の提供に努める。

各地商工会議所における観光振興事業の現状に関する調査を実施し、各地の観光振興事業への取り組み状況を把握するとともに、各地の観光振興への取り組み状況、問題点を把握する。また、必要に応じて、要望活動を実施する。

「全国商工会議所 きらり輝き観光振興大賞」を通して、観光振興に積極的に取り組む商工会議所を表彰し、各地の取り組みの啓発を図る。

5 . 各地商工会議所の取り組み

産業観光、体験観光、滞在型観光、グリーンツーリズム、エコツーリズム、ヘルスツーリズム等
ニューツーリズムの視点に立った観光資源の開発と普及

観光資源としての有形・無形の文化財の保全・活用

商工会議所のネットワークを活かした、複数の地域の連携による広域観光への取り組み

姉妹・友好協定等を結んでいる海外の商工会議所との交流の促進

国際会議や国際スポーツ大会の誘致活動

観光圏整備事業や地域資源 全国展開プロジェクト事業などを活用した魅力ある観光地づくり

セミナーの開催、ご当地検定の実施などによる人材の育成・確保

ガイドブックの作成

地元選出の国会議員をはじめ行政や関係各方面に対する要望活動の展開

6 . 実施事業の評価、フォローアップの方法

毎年、定期的に各地商工会議所における観光振興に関する取り組み状況等を調査し、観光専門委員会での分析を踏まえ、全国商工会議所観光振興大会において報告することによって、各地のインバウンド・アウトバウンドのレベルアップに資する。

項 目： 地域資源を活かした地域活性化への取り組み支援

テーマ： 地域中小企業製品等の国内外市場への販路開拓支援

1. 概要

地域の特徴ある産業資源を活用した中小企業の取組みを推進し、それぞれの強みを生かして自立的・持続的な成長を実現していくことが重要である。しかしながら、地域中小企業にとって、市場調査、商品企画・開発、販路開拓等に必要な資金・人材を確保していくことは容易ではなく、域外市場をターゲットにした事業や地域全体で地域資源の価値を高めていくことも困難である。

このため、日商としては、地域中小企業の域外市場を狙った新商品等の開発・事業化に対する支援のほか、農林水産物を含む地域資源を活用した新たな取組みの掘り起こしや地域ブランドづくりの支援を行うため、中小企業庁の補助事業「JAPANブランド育成支援事業」「地域資源全国展開プロジェクト」を活用するとともに、地域中小企業の国際ビジネス振興も後押しする。具体的には、地域中小企業などが行う「商品・デザイン開発」「地域ブランドづくり」「見本市・商談会」「広報」「農商工連携」等の事業を支援するとともに、先進事例等の普及・PRを強化する。

2. 実施スケジュール、目標

下記の平成20年度の実施実績を踏まえ、「JAPANブランド育成支援事業」については、年間40～50プロジェクト程度（うち新規案件：10プロジェクト程度）を、「地域資源 全国展開プロジェクト」については、年間90～100プロジェクト程度の支援を目指す。

<平成20年度JAPANブランド育成支援事業>

「戦略策定支援事業」4件、「ブランド確立支援事業（1～3年目）」22件、「先進的ブランド展開事業」14件

<平成20年度地域資源 全国展開プロジェクト>

「一般枠」72件、「農商工連携枠」15件程度（6月募集）、「調査研究枠」20件程度（6月募集）

3. 日商における担当小委員会等、進め方

観光分野は観光専門委員会で、国際ビジネス振興については、中小企業国際ビジネス小委員会で各地の状況や問題点を把握し、対応策を検討するとともに、適宜要望活動を展開する。

4. 日商の取組み

各地の取組みの活発化に向け、全国数カ所でシンポジウム・セミナーを開催するとともに、品目別・市場別の輸出戦略の策定について検討する。

また、見本市等への共同出展や各種媒体を活用した広報活動を積極的に展開することで、各地プロジェクトへの側面支援を強化する。

さらに、海外における認知度向上を目指し、欧州のメジャーな国際見本市への共同出展やアンテナショップの開設など販路開拓支援を強化する。

5. 各地商工会議所の取組み

「JAPANブランド育成支援事業」「地域資源 全国展開プロジェクト」への応募を通じて、地域の強みを生かしたプロジェクトを運営し、「戦略策定」「デザイン・新商品開発」「情報発信」「見本市出展」「販路開拓」「事業化」に取組むとともに、新たな地域資源の掘り起こしを行う。

6. 実施事業の評価、フォローアップの方法

事業実施商工会議所へのヒアリング及び現地調査などを行い、各地の取組みの状況と問題点を把握するとともに、調査結果を広く共有し、事業の効率化、成功モデルの普及等を図る。

項目： 地域資源を活かした地域活性化への取り組み支援
テーマ： 企業立地促進・農商工連携支援・地域振興関連情報の発信

1．概要

地域産業の活性化を実現するためには、地域の基幹産業である農林水産業、商業、工業の産業間連携を推進し、相乗効果を発揮するとともに、企業立地促進法に基づき、地域が自らの特性・強みを認識し、企業ニーズを的確にとらえつつ、魅力的な事業環境を整備する取組みを支援することが重要である。

このため、日商としては、経済産業省、農林水産省などの施策を活用した各地の取組みを支援するため、積極的に情報収集・発信を行い、先進事例等の普及・PRを強化する。

2．実施スケジュール、目標

(1) 1年目(平成20年度)

全国の地域活性化情報を集めた日商サイト(地域振興3ナビ:まちづくり情報ナビゲーター、ものづくり情報ナビゲーター、観光振興ナビゲーター)の情報発信力を強化(年間掲載記事1,600本程度 平成19年度実績1,400本)するとともに、アクセス数の増加(年間ページビュー250万程度 平成19年度実績234万ページ)を目指す。

(2) 2年目・3年目

日商サイト(地域振興3ナビ)の情報発信力を強化するとともに、アクセス数の増加を目指すほか、関連情報の効果的な発信に向けたサイトのリニューアルを検討する。

3．日商における担当小委員会等、進め方

観光分野は観光専門委員会で、まちづくり分野はまちづくり特別委員会で各地の状況や問題点を把握し、対応策を検討するとともに、適宜要望活動を展開する。

4．日商の取組み

各地の取組みの活発化に向け、関連情報を随時発信していく。特に、「地域資源 全国展開プロジェクト」では、農商工連携枠を設置するとともに、採択プロジェクトへの側面支援を強化する。

5．各地商工会議所の取組み

「地域企業立地促進事業」(経済産業省)などを通じて、地域の特性を生かした産業集積を促進するほか、各種農商工連携支援策を活用し、地域製品の販売促進・新商品開発に取り組む。

6．実施事業の評価、フォローアップの方法

観光専門委員会、まちづくり特別委員会において、各地における取組状況についてフォローアップを行う。

．地球環境問題への対応

生態系に深刻な影響を及ぼす地球温暖化は、人類の生存基盤に関わる最も重要な環境問題の一つであり、国民、企業をはじめ社会全体でその対策に取り組む必要がある。国内では、本年4月より京都議定書第一約束期間がスタートし、目標達成のための取り組みを加速することが喫緊の課題となっている。また、国際的には、平成25年以降のポスト京都議定書の枠組みについて検討されるとともに、二酸化炭素等の温室効果ガスの中長期的な削減目標についての議論が進行中である。さらに、7月には地球温暖化問題を主要テーマとするG8サミットが北海道・洞爺湖で開催されるなど、本年は、世界の地球温暖化対策の今後の方向性を決定する重要な年となっている。

わが国は、1970年代の石油危機という未曾有の問題を契機に官民を挙げて省エネルギーに取り組み、企業が技術開発を進めた結果、世界に冠たる省エネ・環境技術を誇るまでになった。地球温暖化問題はわが国にとって重要な問題であるが、同時に、企業にとっては避けては通れない重要な経営課題の一つであって、取り組みの巧拙が経営にそのまま跳ね返るとともに、地球温暖化対策への取り組みは、コスト削減や業績改善を実現する機会でもある。

日本商工会議所と各地商工会議所は、従来からさまざまな形で地球温暖化対策に取り組んできたが、これらに加え、平成20年6月に策定した「商工会議所環境行動計画」により、全国516商工会議所と141万会員事業所、その従業員・家族に対して地球温暖化対策に自主的に取り組むためのメニューを提示し、全国的かつ継続的に、国民運動的な取り組みを展開するとともに、毎年、その取り組み結果を集約し、フォローアップを行うとともに、対外的な情報発信を行う。こうした商工会議所会員である中小企業等や、地域において、さらなる地球温暖化対策に取り組むことを支援することにより、わが国が環境と経済を両立させ、環境立国としての発展に貢献する。

上記を踏まえ、以下の事業を行う。

項 目： 地球環境問題への対応

テーマ： 地域および中小企業等による地球温暖化対策の推進

1．概要

人類の生存基盤に関わる最も重要な環境問題の一つである、地球温暖化問題については、国内外での議論、取り組みが進行しているが、商工会議所としても積極的に取り組むべき課題である。商工会議所はこれまで、公害対策・石油危機への対応（省エネ）で大きな役割を担い、近年は、容器包装リサイクル制度の推進を中心に、循環型社会形成の推進に取り組んできた。また、地球温暖化対策については、平成17年に日商と各地商工会議所との間で「申し合せ」を行うとともに、平成20年には日商が「低炭素社会を目指したまちづくりに関するアピール」を発表したほか、各地商工会議所はさまざまな形で取り組んでいる。こうした背景から、商工会議所の会員中小企業等を対象に、各地商工会議所や、会員中小企業等の自主的な判断による地球温暖化対策を推進する。

2．実施スケジュール、目標

(1) 1年目（平成20年度）

平成20年6月に取りまとめた「商工会議所環境行動計画」により、日商から各地商工会議所に対して、地球温暖化対策に関する取り組みを働きかけるとともに、行政に対して支援策を要望する。

(2) 2年目・3年目

各地商工会議所の取り組み結果を集約し、各地商工会議所にフィードバックするとともに、行政に対して支援策を要望する。

3．日商における担当小委員会等、進め方

環境小委員会において検討する。

4．日商の取り組み

(1) 各地商工会議所および中小企業をはじめとする会員企業が、自社のエネルギー消費量やCO₂排出量を把握するための仕組みや、地球温暖化対策に自主的に取り組むためのメニュー、情報を提供する。また、各地商工会議所が実施した結果を毎年集約し、各地商工会議所にフィードバックする。

(2) 国内版中小企業向けCDM制度（ ）の普及や、会員である中小企業等による温暖化ガス排出削減・吸収に関する取り組みを支援するための意見を取りまとめ、要望する。

大企業が中小企業に資金・技術を提供し、温室効果ガスの排出が削減された場合、削減分を大企業自らが削減したとみなす制度

5．各地商工会議所の取り組み

(1) 自主的な判断により、日商の提供するメニューなどを参考に地球温暖化対策の計画を策定・実施するとともに、地域において、自治体の取り組みに協力する。

(2) 上記取組の結果を毎年取りまとめて、会員企業にフィードバックするなどフォローアップに努め、日商に連絡するとともに、各地商工会議所が可能と判断した場合は、エネルギー消費やCO₂排出の削減量など、定量的な結果についても取りまとめる。

6．実施事業の評価、フォローアップの方法

毎年、個々の商工会議所の取り組み結果を集約し、環境小委員会で検討することによって環境行動計画の内容を見直し、修正した上で、改めて各地商工会議所に周知することによって、環境行動計画を一層推進する。

・新時代に対応した商工会議所の組織・財政・運営基盤の強化

経済社会が大きく変化する中で、会員企業等を支援する商工会議所自身も、民間事業者により自主的に設立された地域総合経済団体にふさわしい組織・財政・運営基盤を確立し、そのうえで、イノベーションに挑戦していくことが必要である。

そのためには、国民の世論を集約し、政策提言を行うため、民間事業者による自主的な経済団体として設立された商工会議所の存在意義や活動の成果を地域に対してしっかりと周知し、フィードバックすることが不可欠であり、商工会議所の役割や活動内容を広くPRするための全国キャンペーンを実施する。また、地域の企業、行政、住民等の関係者が共有すべきビジョンや中期行動計画の策定を促進する。さらには、会員増強活動・全会員事業所訪問に取り組み、中期行動計画期間中（3年間）に、会員数を3年前の水準（総会員数145万、純会員数130万）に回復させ、組織基盤を強化する。このほか、新たな会員サービス事業の開発・推進による財政基盤の強化、組織におけるコンプライアンス・危機管理の強化を図る。あわせて、地方分権改革推進委員会「第1次勧告」（平成20年5月28日）を踏まえ、商工会議所の機能をより発揮するための組織のあり方等について、同一経済圏等の複数の商工会議所による広域連携、拠点商工会議所を中核とした複数の商工会議所の役割分担による広域連携、近隣商工会議所との合併、などを視野に含め、検討する。これらの取り組みにより、補助金に過度に依存しない自主的な経済団体としての体制を整備し、積極的な政策提言活動の実施・実現を通じて存在価値を示し、それによって、地域から信頼され、評価される団体を目指す。

上記を踏まえ、以下の事業を行う。

項 目： ．新時代に対応した商工会議所の組織・財政・運営基盤の強化

テーマ： 商工会議所の役割や存在意義のより広い周知

1．概要

記者会見などのパブリシティや機関紙「会議所ニュース」「石垣」の発行、ホームページ、ニュースファイルなどによる発信により、商工会議所の存在意義、活動の内容、成果等について積極的に周知する。

また、各地商工会議所の広報活動を支援し、全国的な「商工会議所」知名度アップを図る。この一環として全国キャンペーンを実施する。

2．実施スケジュール、目標

(1) 1年目（平成20年度）

記者会見や会頭コメントなどを活用して商工会議所の意見・主張を積極的に発信する。

会頭の所信（個が光るイノベーション）について具体的に周知する。

「商工会議所を知ってもらう」（仮称）全国キャンペーンの実施

(2) 2年目・3年目

中期行動計画の進ちょく状況、成果を周知する。

3．日商における担当小委員会等、進め方

全国キャンペーンのためのコンテンツは、運営小委員会（役割・活動内容等）および中小企業政策小委員会（中小・小規模企業支援事業の意義・成果等）において検討する。

また、広報特別委員会において、パブリシティの利用方法などを情報提供する。

4．日商の取り組み

担当委員会の委員長からの記者レクチャーの実施などによる報道機関へのきめ細かな説明を行う。

平成19年度に作成したテレビCMコンテンツの活用を促進する。

会議所ニュース、石垣、ホームページ等を通じて事業の内容と成果を積極的にPRする。

商工会議所イントラネットでの記事提供など、各地商工会議所の広報活動への支援を一層強化する。

「商工会議所を知ってもらう」（仮称）全国キャンペーンで活用する広報媒体について、運営小委員会において検討する。

5．各地商工会議所の取り組み

「商工会議所を知ってもらう」（仮称）キャンペーンを実施する。

各地商工会議所において、会頭記者会見を定例化する。

地元紙等のメディアを積極的に活用して商工会議所の活動、成果を積極的にPRする。

6．実施事業の評価、フォローアップの方法

通信社による地方紙への配信状況やホームページのアクセス数を把握、分析し、今後の戦略的な広報活動に役立てる。

項 目： ．新時代に対応した商工会議所の組織・財政・運営基盤の強化
テーマ： 各地商工会議所におけるビジョン作り、中期行動計画の策定等

1．概要

地域が発展するためには、その地域にある固有の資源や特性の強みを、企業、行政、住民など関係者が理解し、地域全体の戦略を描き、それを共有していくことが極めて重要である。

このため、日商は、中小企業支援や地域活性化等の諸事業に取り組む各地商工会議所が、地域の企業、行政、住民など関係者と共有し、活動の「道しるべ」となるビジョンや中期行動計画を策定するよう働きかけ、また、先行事例の紹介等を通じて、その策定を支援する。

2．実施スケジュール、目標

(1) 1年目（平成20年度）

会員ニーズの把握、行政との連携、地域住民との協働などに関する各地商工会議所の取り組みや、ビジョン策定等の先行事例について情報収集・提供することにより、啓発する。

(2) 2年目・3年目

1年目のビジョン等策定の取り組み等を先行事例として各地商工会議所へ紹介することなどにより、さらに多くの商工会議所におけるビジョン等の策定を促進する。

3．日商における担当小委員会等、進め方

各地商工会議所からビジョン等策定に関する支援等について要望が寄せられた場合、運営小委員会において対応策を検討する。

4．日商の取り組み

(1) 各地商工会議所における取り組み状況等を踏まえ、ビジョン等を紹介するHPを作成するとともに、運営委員会等において、先行事例の紹介等を行う。

(2) 各地商工会議所の要請に基づき、ビジョンづくり等を行う委員会・研究会に講師として職員を派遣し、普及啓発を行う。

5．各地商工会議所の取り組み

地域資源や、地域特性、地域の強み・弱みの分析等を行い、地域ニーズや課題の把握に努め、それらへの対応を図るためのビジョン等の作成を行うとともに、地域の企業、行政、住民などの関係者とビジョン等の共有化を図り、その実現に努める。

6．実施事業の評価、フォローアップの方法

運営小委員会において、各地商工会議所のビジョン等の策定状況の把握を行い、先進事例の提供など、さらなる推進方策について検討する。

項 目： ．新時代に対応した商工会議所の組織・財政・運営基盤の強化

テーマ： 会員増強による組織基盤の強化等

1．概要

商工会議所会員数が7年連続で減少していることに対応し、各地商工会議所の会員増強の取り組みを支援し、中期行動計画期間中(3年間)に、会員数(平成19年3月末現在：総会員数141万、純会員数127万)について、平成17年3月末の水準(総会員数145万、純会員数130万)への回復を目指す。

2．実施スケジュール、目標

(1) 1年目(平成20年度)

「大型店・全国展開のチェーン店による地域貢献・社会的責任の取組みの一環としての商工会議所加入促進に関する調査」結果を踏まえ、各地商工会議所から会員加入要請先として要望のあった204社に対して、各地商工会議所と日本商工会議所が役割を分担しながら、支社、本社に対して加入要請を行う。

現場に立脚した活動を推進し、多様化する会員ニーズへのきめ細かい対応を図るため、各地商工会議所が行う会員事業所訪問活動等の取り組みを、先行事例の紹介等を通じて支援する。

「商工会議所を知ってもらう(仮称)」全国キャンペーンの展開により、商工会議所の存在意義や活動について、広く一般の理解促進を図る。

(2) 2年目・3年目

1年目の取り組み結果および各地商工会議所の要請等を踏まえ、対応策を検討し、各地商工会議所の会員増強の取り組みを支援する。

各地商工会議所の会員増強運動の成功事例を研究し、ベスト・プラクティス事例の紹介等を行う。

既存会員の退会防止を図るため、各地商工会議所において、3年程度以内に全会員事業所訪問を行うよう勧奨する。各地商工会議所は、全会員事業所訪問を通じて、会員の要望事項や商工会議所に対するニーズの把握を行い、商工会議所の組織運営、事業活動に反映させる。また、日商においては、各地商工会議所が全会員事業所訪問を行う際に活用する広報媒体について、運営小委員会で検討し、支援する。

これらの取り組みにより、中期行動計画期間中に、会員数(平成19年3月末現在：総会員数141万、純会員数127万)について、平成17年3月末の水準(総会員数145万、純会員数127万)への回復を目指す。

3．日商における担当小委員会等、進め方

(1) 各地商工会議所の取り組み状況等を踏まえ、まちづくり特別委員会、中小企業政策小委員会との連携も図りつつ、運営小委員会(またはワーキンググループ)において、具体的な方策を検討する。

(2) 各地商工会議所の会員増強運動の成功事例等を紹介し、普及する。

4．日商の取り組み

(1) 各地商工会議所から会員加入要請先として要望のあった大型店等の本社等に対し、各地商工会議所と連携を図りつつ、加入要請を行う。

(2) 各地商工会議所における取り組み状況等を踏まえ、各地商工会議所の会員増強運動の成功事例を研究するとともに、運営委員会において、先行事例の紹介等を行う。

(3) 「商工会議所を知ってもらう(仮称)」全国キャンペーンの展開により、商工会議所の存在意義や活動について、広く一般の理解促進を図る。

5．各地商工会議所の取り組み

- (1) 会員加入要請先として要望のあった大型店等に対し、日本商工会議所と連携を図りつつ、加入要請を行う。
- (2) 地域の特性や多様化する会員ニーズ等の把握により会員増強に関する戦略を策定し、それに基づき会員増強に取り組む。
- (3) 既存会員の退会防止を図るため、3年程度以内に全会員事業所訪問を実現する。
- (4) 「商工会議所を知ってもらう(仮称)」全国キャンペーンの実施や、各地商工会議所における事業内容等の積極的なアピールを通じ、商工会議所の存在意義や活動について、広く一般の理解促進を図る。

6．実施事業の評価、フォローアップの方法

毎年実施する「商工会議所の現状に関する調査」において会員数の増減を把握するとともに、運営小委員会において、実績評価およびその後の対応について検討する。

また、会員数が増加している商工会議所に対しては、会員増強等の取り組み状況についてヒアリングを行い、必要に応じて、イントラネット等を通じて各地商工会議所へ情報を提供する。

項 目： ．新時代に対応した商工会議所の組織・財政・運営基盤の強化

テーマ： 共済等をはじめ商工会議所の収益力強化等

1．概要

各地商工会議所の収入源を拡大し、財政基盤を強化するため、共済・保険など新たな会員サービスにつながる事業について検討を進める。

2．実施スケジュール、目標

(1) 1年目（平成20年度）

「全国商工会議所の休業補償プラン」にVIPタイプを追加し、導入商工会議所と担当損保支社等との連携強化を図りつつ、会員事業所に対し普及推進を行う。

(2) 2年目・3年目

共済等の新たな会員サービス事業の導入について、保険会社等各関係機関と検討を進める。

また、各地商工会議所が独自に実施している収益事業について、全国各地の商工会議所においても実施可能なものを探り、その全国的な普及・展開について検討する。

3．日商における担当小委員会等、進め方

新たな会員サービス事業について、適宜、運営小委員会において検討を行うとともに、必要に応じ、運営小委員会メンバー商工会議所における試行を検討する。

4．日商の取り組み

(1) 「全国商工会議所の休業補償プラン」VIPタイプの普及推進を図るとともに、新たな会員サービスの内容について検討する。

(2) 各地商工会議所が実施している収益事業の好取り組み事例を紹介、全国的な普及・展開について検討を行う。

5．各地商工会議所の取り組み

(1) 会員のニーズ把握を行い、各関係機関とも連携を図りながら、新たな会員サービス事業に取り組む。

(2) 各地商工会議所が独自に実施している収益事業で、全国各地の商工会議所においても実施可能と思われるものについて、日商に情報提供する。

6．実施事業の評価、フォローアップの方法

「全国商工会議所の休業補償プラン」VIPタイプについて、定期的に加件数等の情報を集計し、未導入会議所に対し導入を促す。

また、各地商工会議所が独自に実施している収益事業について、全国各地の商工会議所においても実施可能なものを探り、運営小委員会において、全国的な普及・展開について検討を行う。

項 目： ．新時代に対応した商工会議所の組織・財政・運営基盤の強化
テーマ： コンプライアンス、危機管理の強化等

1．概要

商工会議所は、商工会議所法に基づく地域総合経済団体であり、その役職員は、高い倫理観と責任感をもって誠実に業務を遂行し、会員企業をはじめ、地域社会から信頼され、また、その期待に応える団体とならなければならない。

このため、商工会議所運営におけるコンプライアンス（法令遵守）の徹底を図ることを通じて、事業の合理的・効果的な実施と予算執行の適正化に努める。また、災害等の不測の事態に際しても会員企業等の支援を行うことができるよう、商工会議所の危機管理の強化に努める。

2．実施スケジュール、目標

(1) 1年目（平成20年度）

コンプライアンス運営についての教育研修（4月～）

「商工会議所におけるコンプライアンスの徹底について」決議（4月常議員会）

「補助・委託事業の適正な執行についての指針」の策定（4月）

「商工会議所事業の監事監査についての指針」の策定（4月）

「日本商工会議所内部通報制度」の創設（5月施行）

「商工会議所事業の監事監査のための手引き」の作成（6月）

「商工会議所規程準則集」三訂版の作成（7月）

「役員選挙マニュアル」の作成（平成20年度中）

商工会議所向けのモデルBCP（緊急時商工会議所存続計画）の作成等（平成20年度中）

(2) 2年目・3年目

研修会・会議等のあらゆる機会を利用し、継続してコンプライアンスの徹底を図る。

3．日商における担当小委員会等、進め方

運営小委員会において検討・策定する。

4．日商の取り組み

(1) 日商および各地商工会議所の役職員を対象とする研修会・会議等の開催

(2) 「日本商工会議所内部通報制度」の運用

(3) 「補助・委託事業の適正な執行についての指針」の策定、「商工会議所事業の監事監査についての指針」の策定、「商工会議所事業の監事監査のための手引き」の作成、「商工会議所規程準則集」(三訂版)・「商工会議所会計実務」・「会議所経理に関するQ & A」の電子媒体による提供、「役員選挙マニュアル」の作成等により、各地商工会議所の取り組みを支援

5．各地商工会議所の取り組み

(1) コンプライアンス意識の啓発・徹底と、日商が開催する研修会・会議等への参加

(2) 商工会議所諸規程・マニュアルの整備

(3) 「補助・委託事業の適正な執行についての指針」の遵守、会計専門家等の監事登用の検討等

(4) 「内部通報制度」導入の検討等

(5) 商工会議所BCP（緊急時商工会議所存続計画）の作成

6．実施事業の評価、フォローアップの方法

運営小委員会において、フォローアップを行う。

項目： ．新時代に対応した商工会議所の組織・財政・運営基盤の強化
テーマ： 商工会議所および日本商工会議所の組織、事業、法制上の諸課題への対応

1．概要

地方分権改革推進委員会の第1次勧告を踏まえ、商工会議所および日本商工会議所の機能とその発揮のためにふさわしい組織のあり方等について、検討する。

地方分権改革推進委員会 第1次勧告（平成20年5月28日 抄）

商工会議所の定款変更等に係る国の権限について、規制緩和を含めて見直しを行い、都道府県に移譲する。

商工会議所と商工会の一元化を含めた新たな商工団体制度を設けるなど、地域の商工団体のあり方について必要な検討を行い、平成20年度中に結論を得る。

2．実施スケジュール、目標

（1）1年目（平成20年度）

地方分権改革推進委員会の第1次勧告を踏まえ、商工会議所の許認可権限や地域の商工団体のあり方等について検討を行う。

（2）2年目・3年目

引き続き、地方分権や規制改革の動きを踏まえ、必要に応じて検討を行う。

3．日商における担当小委員会等、進め方

運営小委員会、中小企業政策小委員会において、必要に応じて検討を行う。

4．日商の取り組み

地方分権改革推進委員会の第1次勧告を踏まえ、商工会議所および日本商工会議所の機能とその発揮のためにふさわしい組織のあり方等について検討を行う。

5．各地商工会議所の取り組み

商工会議所の機能をより発揮するための組織のあり方等について、同一経済圏等の複数の商工会議所による広域連携、拠点商工会議所を中核とした複数の商工会議所の役割分担による広域連携、近隣商工会議所との合併、などを視野に含め、検討する。

6．実施事業の評価、フォローアップの方法

地方分権や規制改革の動きを踏まえ、運営小委員会においてフォローアップを行う。

項 目： ．新時代に対応した商工会議所の組織・財政・運営基盤の強化

テーマ： 商工会議所職員の人材育成

1．概要

地域総合経済団体である商工会議所の職員には、政策提言をはじめ、中小企業の経営支援、まちづくり、国際化、情報化など、広範な事業に積極的に取り組むことが求められる。

社会の潮流の変化と多様化する会員企業等のニーズを的確に把握しつつ、これらの事業を円滑に実施していくためには、企画力、調査分析力、コーディネート力、情報収集・発信力などの一般的な能力のほか、業務によっては、国際情勢や情報リテラシーなどに関する専門知識が必要となる。

このため、日商、ブロック商工会議所連合会、都道府県商工会議所連合会の役割分担の中で、各地商工会議所職員に対する研修を実施し、人材育成を通じて商工会議所事務局の底上げを図る。

2．実施スケジュール、目標

(1) 1年目(平成20年度)

商工会議所職員に必要な能力や専門知識を整理し、日商、ブロック商工会議所連合会、都道府県商工会議所連合会が役割分担して実施する各地商工会議所職員の研修体系・プログラムを検討する。その際、eラーニングなど、新たな研修方法についても実施を検討する。

(2) 2年目・3年目

平成20年度に策定した研修体系・プログラムに沿って、研修を実施する。

3．日商における担当小委員会等、進め方

必要に応じ、運営小委員会において研修体系・プログラムを検討する。

4．日商の取り組み

- (1) 研修体系・プログラムを策定し、キャリアック等において、階層別、目的別集合研修を実施。
- (2) 各地会議所の要請により、日商役職員を各地会議所が実施する研修会講師として派遣。
- (3) 各地商工会議所に対する、人材育成・能力開発を目的とした人事考課制度の普及。

5．各地商工会議所の取り組み

- (1) 日商、ブロック商工会議所連合会、都道府県商工会議所連合会の研修会への参加。
- (2) 日商で実施して欲しい集合研修メニューがあれば、日商へ開催希望を伝える。
- (3) 人材育成・能力開発を目的とした人事考課制度の導入。

6．実施事業の評価、フォローアップの方法

必要に応じ運営小委員会において検討する。

項目： ．新時代に対応した商工会議所の組織・財政・運営基盤の強化
テーマ： 商工会議所標準業務システムTOASの導入支援

1．概要

平成20年度の中小企業庁施策において、マル経推薦手続きの電子化を含め経営支援情報のデータベースが構築されることになっており、全国の商工会議所は同データベースにアクセスする必要がある。その際、各地商工会議所の標準業務システム「TOAS」(トータルOAシステム)が導入されていれば、円滑なアクセスが可能となる。このためTOAS未導入の中小都市商工会議所でも導入しやすいよう、個々の商工会議所がサーバを維持管理せず、システム管理者を置かずに比較的安価に導入・運用できる「TOAS(ASPサービス版)」の普及を図る。

2．実施スケジュール、目標

(1) 1年目(平成20年度)

平成20年7月	ワーキンググループの設置
平成20年8月～12月	TOAS(ASPサービス版)の提供方法の検討
平成21年1月～6月	TOAS(ASPサービス版)の案内、導入セミナーの開催

(2) 2年目・3年目

TOASを導入している商工会議所は296カ所(導入率57.3%、平成20年5月現在)であるが、未導入あるいは未稼働の中小都市商工会議所への導入を呼びかけ、3年間で360カ所(約7割)となるよう促進する。

3．日商における担当小委員会等、進め方

商工会議所WEB2.0研究会の下にワーキンググループを設けて検討する。

4．日商の取り組み

現行のASPサービスの内容を評価検証の上、未導入あるいは未稼働の中小都市商工会議所にとって導入・運用しやすい仕組みを検討し、商工会議所の規模に応じて安価な提供が可能となるよう検討する。

5．各地商工会議所の取り組み

TOAS未導入あるいは未稼働の商工会議所において、現在運用している業務システムが国民生活金融公庫へのマル経推薦手続きの電子化に対応できるかどうか等について検証し、対応が難しい場合はTOASの導入・運用を検討する。

6．実施事業の評価、フォローアップの方法

ワーキンググループにおいて、毎年度末に導入状況等について評価検証するとともに、適宜、導入商工会議所に対してシステムの改善要望等のアンケートを行い、使いやすいシステムの維持改善に努める。

項 目： ．新時代に対応した商工会議所の組織・財政・運営基盤の強化
テーマ： 特定退職金共済の適正な運営の確保と法的整備への対応

1．概要

各地商工会議所が実施している特定退職金共済制度が適切に運営されるように、コンプライアンスの観点を含め、実施体制や制度運用面での改善を促す。

また、適格退職年金からの年金資産の非課税移換に関する法的整備の作業状況を踏まえつつ、新制度への円滑な移行方策について検討を進める。

2．実施スケジュール、目標

(1) 1年目(平成20年度)

各地商工会議所に対し、特定退職金共済制度の運営について自己点検を促し、積立不足などの問題が確認された場合には、改善を図る。

また、法的整備の作業状況を踏まえつつ、新しい制度設計や新制度への対応策を検討する。

(2) 2年目・3年目

引き続き、各地商工会議所に対し、特定退職金共済制度の運営について自己点検を促し、積立不足などの問題が確認された場合には、改善を図る。

また、法的整備の作業状況を踏まえつつ、引き続き、新しい制度設計や新制度への対応策を検討する。

3．日商における担当小委員会等、進め方

各地商工会議所における特定退職金共済制度の自己点検結果等を踏まえ、運営小委員会において、必要に応じて、対応策を検討する。

4．日商の取り組み

各地商工会議所が特定退職金共済掛金の運用を委託している生命保険会社とも連携を図りながら、自己点検結果等に基づき、運営の改善を働きかける。

また、法的整備の状況を踏まえつつ、新しい制度設計や新制度への対応策を検討する。

5．各地商工会議所の取り組み

特定退職金共済制度の自己点検を行った結果、積立不足などの問題が見つかった場合、改善計画を立て、実行する。

6．実施事業の評価、フォローアップの方法

運営小委員会において、各地商工会議所が行う特定退職金共済制度の自己点検結果により、実態把握を行うとともに、必要に応じ、改善・対応策を検討する。

項 目： ．新時代に対応した商工会議所の組織・財政・運営基盤の強化
テーマ： 日本商工会議所表彰制度の拡充・活用促進

1．概要

イノベーションに取り組む商工会議所を顕彰するため、日本商工会議所表彰規則の改正等により、商工会議所表彰制度の拡充を検討する。また、各地商工会議所において、会員企業等の地域活性化の取り組み等を促進するため、日商との連名表彰制度を活用する。

2．実施スケジュール、目標

(1) 1年目(平成20年度)

日商表彰規則を改正し、商工会議所の重点活動分野()において、政府施策のモデルとなったような先進事業を実施した商工会議所を、日商推薦により表彰することを検討する。

商工会議所の重点活動分野の例

中小企業支援(事業承継支援)、国際化支援、情報化支援、中小企業の人材育成・確保支援、地域活性化への取り組み、地球環境問題への取り組み、新規会員サービス事業の開発など

会員企業等の地域活性化の取り組み等を促進するため、日商会頭と各地会頭との連名表彰の現在の例示()を拡充し、各地商工会議所に対し、さらなる積極活用を呼びかける。

現在の例示

まちづくり運動のリーダー、後継者育成を行う熟練工、観光ボランティアガイド、地域の伝統芸能・技芸の継承者、地域を題材とした映画の製作を推進した者など

(2) 2年目・3年目

引き続き、各地商工会議所の日商表彰制度の活用を促進する。

3．日商における担当小委員会等、進め方

表彰特別委員会と運営小委員会が連携して検討・策定する。

4．日商の取り組み

(1) 日本商工会議所表彰規則の改正。日商推薦の対象となる商工会議所を発掘し、その先進的な取り組みを全国に広める。

(2) 表彰制度のない商工会議所に対して、表彰・顕彰制度の創設を勧奨する。

5．各地商工会議所の取り組み

(1) 日商会頭と各地会頭との連名表彰にふさわしい会員事業者等の発掘・申請。

(2) 表彰制度がない場合、表彰・顕彰制度を創設し、他の範となる会員事業所やその従業員を表彰・顕彰する。

6．実施事業の評価、フォローアップの方法

日商推薦の商工会議所表彰は、日商会員総会の席上で表彰する。また、各地商工会議所からの連名表彰の推薦は随時受け付け、表彰する。

項 目： ．新時代に対応した商工会議所の組織・財政・運営基盤の強化
テーマ： 財団法人日本対がん協会との医産連携による地域健康支援モデル事業の推進

1．概要

「がん対策基本法」の施行（平成19年4月）を踏まえ、社会貢献活動を通じて地域における商工会議所の一層のブランド・アップを図り、商工会議所会員サービスの拡充と会員加入促進等に資するため、日商は財団法人日本対がん協会と包括協定を締結し、地域健康支援モデル事業を構築した。

本事業は、各地商工会議所および同協会の各地支部のネットワークを活用し、商工会議所会員である事業主および従業員などを対象に、各地域事情に合わせ、がんや生活習慣病等の予防等健康管理の資質向上支援に資する総合的な連携事業を推進するものである。

がん治療の水準の地域格差を解消するとともに、健康管理面から地域中小企業を支援するため、本事業の一層の推進を図る。

2．実施スケジュール、目標

平成19年度に、20商工会議所、全国商工会議所女性会連合会および4商工会議所女性会が本事業に取り組んでおり、引き続き、中期行動計画期間の3年間を通じて、同協会および同協会支部との連携により、各地商工会議所に対し、都道府県ごとにきめ細かく本事業の周知徹底と推進を図る。

3．日商における担当小委員会等、進め方

運営小委員会において検討する。

4．日商の取り組み

- (1) 同協会と緊密な連携の下、各地商工会議所に対し、本事業の周知徹底と推進を図る。
- (2) 各地商工会議所が本事業を円滑に実施できるよう、窓口を担う同協会支部事務局長とのコーディネート等の支援と各種情報提供を行う。
- (3) 各地商工会議所女性会や青年部に対し、事業の一層の推進方協力を要請する。

5．各地商工会議所の取り組み

- (1) 健康啓発普及セミナーの開催
- (2) 検診車等を活用した高度ながん検診および地域連携医療機関の紹介等
- (3) 機関紙（誌）等への健康情報の掲載などの情報提供
- (4) 本事業を通じた社会貢献活動取組みのPR

6．実施事業の評価、フォローアップの方法

実施商工会議所はじめ同協会および同協会支部と適宜意見交換を行い、本事業の推進に当たっての課題や問題点等について、運営小委員会でフォローアップしていく。